

第 5 回

熊本県議会

# 決算特別委員会会議記録

令和4年10月24日

(令和3年度決算)

(土木部・教育委員会)

閉 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第 5 回 熊本県議会 決算特別委員会会議記録

令和4年10月24日(月曜日)

午前10時0分開議  
午前11時43分休憩  
午前11時46分開議  
午後0時21分休憩  
午後1時18分開議  
午後3時5分閉会

本日の会議に付した事件

- 議案第39号 令和3年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第43号 令和3年度熊本県立高等学校実習資金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第44号 令和3年度熊本県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第45号 令和3年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第46号 令和3年度熊本県用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第47号 令和3年度熊本県育英資金等貸与特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第59号 令和3年度熊本県流域下水道事業会計決算の認定について

出席委員(11人)

- 委員長 山口 裕
- 副委員長 緒方 勇二
- 委員 藤川 隆夫
- 委員 坂田 孝志
- 委員 岩田 智子
- 委員 中村 亮彦
- 委員 坂梨 剛昭
- 委員 前田 敬介
- 委員 南部 隼平

委員 堤 泰之  
欠席委員 委員 前川 收  
委員外議員(なし)

説明のため出席した者

土木部

- 部長 亀崎 直隆
- 総括審議員
- 兼政策審議監 浦田 隆治
- 総括審議員
- 兼河川港湾局長 里村 真吾
- 道路都市局長 宮島 哲哉
- 建築住宅局長 小路 永守
- 監理課長 森山 哲也
- 用地対策課長 林田 孝二
- 土木技術管理課長 伊東 貢
- 道路整備課長 森 裕
- 首席審議員
- 兼道路保全課長 緒方 誠
- 都市計画課長 山内 桂王
- 下水環境課長 弓削 真也
- 河川課長 仲田 裕一郎
- 港湾課長 倉光 宏一
- 砂防課長 松田 龍朋
- 建築課長 上野 美恵子
- 営繕課長 折田 義浩
- 住宅課長 今福 裕一

教育委員会

- 教育長 白石 伸一
- 教育理事 石元 光弘
- 教育総務局長 城内 智昭
- 県立学校教育局長 重岡 忠希
- 市町村教育局長 古田 亮
- 教育政策課長 竹中 千尋
- 学校人事課長 欽本 亮太
- 文化課長 宮崎 公一
- 施設課長 東 敬二
- 高校教育課長 前田 浩志

特別支援教育課長 宮 本 信 高  
学校安全・安心推進課長 野 崎 康 司  
体育保健課長 平 江 公 一  
義務教育課長 藤 岡 寛 成  
社会教育課長 三 角 登志美  
人権同和教育課長 柳 田 壽 昭

出納局職員出席者

会計管理者兼出納局長 野 尾 晴一朗  
会計課長 杉 本 良 一

監査委員・同事務局職員出席者

監査委員 藤 井 一 恵  
局 長 西 浦 一 義  
首席審議員兼監査監 市 川 弘 人  
監査監 坂 本 誠 也

事務局職員出席者

議事課課長補佐 松 本 淳 一  
議事課主幹 宗 像 克 彦

午前10時0分開議

○山口裕委員長 それでは、ただいまから、第5回決算特別委員会を開会します。

本日は、午前土木部の審査を行い、午後から教育委員会の審査を行うこととしております。

それではまず、土木部の審査を行います。

執行部の説明を求めた後に、質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるため、着座のまま簡潔にお願いします。

それでは、土木部長から決算概要の総括説明を行っていただき、続いて、担当課長から順次資料の説明をお願いします。

初めに、亀崎土木部長。

○亀崎土木部長 亀崎でございます。本日はよろしくお願ひいたします。

令和3年度の決算の説明に先立ちまして、

前年度の決算特別委員会におきまして御指摘のありました施策推進上改善または検討を要する事項等のうち、土木部関係につきまして、その後の措置状況を御報告いたします。

土木部関係としましては、2点の御指摘がございました。

まず、1点目は、「未収金対策について、コロナ禍の影響による未収金の増加とそれに伴う回収の労力の増加が懸念されるが、公平性の観点から、引き続き、適正な債権管理と徴収対策に努めること。」についてでございます。

土木部では、関係局長、課長クラスで構成する未収金対策連絡会議を設置しました。未収金の状況、催告の早期着手、財産調査の実施など、各課の取組事例及び課題等の情報共有を図り、部としての取組計画等を定め、土木部全体で未収金対策に取り組んでまいります。

特に、コロナ禍の影響により未収金の増加が懸念される県営住宅使用料につきましては、入居者に対して、指定管理者による家賃減免等の相談対応や生活に関する各種支援制度の紹介を積極的に行うなどし、未収金の増加につながらないよう未然防止に努めているところでございます。

今後も、債務者の状況を的確に把握し、その状況に応じた未収金対策に取り組んでまいります。

2点目は、「県営住宅について、約8割は熊本市内にあり、今後、県と熊本市の両方で、県営住宅の在り方について移譲を含め検討すること。」についてでございます。

前年度の御指摘を受けまして、令和3年11月に開催しました県土木部と熊本市都市建設局との連絡調整会議におきまして、熊本市内の公営住宅の在り方を両方で連携して継続的に検討、協議を行っていくことを確認しました。

そして、令和4年1月には、両者の関係局

長及び課長で構成いたします熊本県・熊本市公営住宅政策調整会議を設置し、協議を重ねているところでございます。今後、熊本市が行う長寿命化計画の改定作業を踏まえ、引き続き、両者で公営住宅の在り方について検討を行ってまいります。

続きまして、土木部の令和3年度決算の概要を決算特別委員会説明資料の1ページ、令和3年度歳入歳出決算総括表で御説明いたします。

まず、歳入でございますが、最下段の計の欄のとおり、一般会計、特別会計合わせまして、収入済額が629億9,000万円余、不納欠損額は9万5,000円でございます。

不納欠損額の主なものは、県営住宅使用料の時効によるものでございます。また、収入未済額は、3億1,900万円余となっており、主なものは、海砂利超過採取に係る過料等となっております。

なお、予算現額と収入済額との差458億7,900万円余は、主に翌年度への事業繰越しに伴う国庫支出金の減でございます。

続きまして、歳出でございますが、一般会計、特別会計合わせまして、支出済額が1,423億1,500万円余、翌年度繰越額は872億1,500万円余でございます。

繰越額につきましては、令和2年7月豪雨災害に伴う復旧事業等が依然としてある中、土木部の総力を挙げて執行に努めてきたところでございますが、国土強靱化事業が補正予算により確保されたことなどから、前年度よりは減少しているものの、例年と比べますと増えております。引き続き、その執行を鋭意進めてまいります。

また、不用額は、67億9,400万円余となっており、その主な理由は、事業費確定に伴う執行残等によるものでございます。

以上、令和3年度土木部歳入歳出決算の概要につきまして、総括的に御説明申し上げましたが、詳細につきましては、関係課長から

説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○山口裕委員長 引き続き、各課長から説明をお願いします。

○森山監理課長 監理課でございます。

まず最初に、土木部の定期監査における指摘事項につきましては、後ほど河川課、港湾課から説明いたします。

それでは、決算の概要につきまして御説明いたします。

説明資料2ページをお願いいたします。

一般会計の歳入についてでございます。

2ページから4ページにかけて、使用料及び手数料、国庫支出金、財産収入、諸収入がございます。いずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

5ページをお願いいたします。

一般会計の歳出についてでございます。

3段目の土木総務費におきまして、543万9,000円の不用額を生じております。主に公物・広告物管理指導費、会計年度任用職員の給与の執行残でございます。

6ページをお願いいたします。

2番目の建設業指導監督費におきまして、602万7,000円の不用額を生じております。主なものは、建設産業新3K推進プロジェクト事業でございますが、団体や企業が実施する補助事業の実績が見込みを下回ったこと等による執行残でございます。

監理課は以上でございます。

よろしくお願いいたします。

○林田用地対策課長 用地対策課でございます。

決算の概要について御説明いたします。

説明資料の7ページをお願いします。

一般会計の歳入についてでございます。

上段の使用料及び手数料、下段の諸収入に

ついて、不納欠損額、収入未済額ともにござ  
いませぬ。

使用料及び手数料は、予算額に対して収入  
済額が101万2,000円の増となっております  
が、裁決申請が2件あったためございま  
す。

次に、説明資料の8ページをお願いいたし  
ます。

一般会計の歳出についてでございます。

土木総務費で339万3,000円の不用額が生じ  
ておりますが、主に収入手続に係る事務費等  
の執行残でございます。

続きまして、説明資料の9ページをお願い  
します。

用地先行取得事業特別会計の歳入について  
でございます。

上段の財産収入、下段の繰越金について、  
いずれも不納欠損額、収入未済額ともにござ  
いませぬ。

次に、説明資料の10ページをお願いしま  
す。

用地先行取得事業特別会計の歳出について  
でございます。

公債費について、不用額はございませぬ。

用地対策課の説明は以上でございます。

よろしく願いいたします。

○伊東土木技術管理課長 土木技術管理課で  
ございます。

決算について御説明します。

委員会説明資料の11ページをお願いいたし  
ます。

歳入について御説明します。

1段目の財産収入、5段目の諸収入ともに  
不納欠損額、収入未済額はございませぬ。

続きまして、歳出について御説明します。

資料の12ページをお願いします。

土木総務費におきまして、925万3,000円の  
不用額が生じております。

主な理由は、CALS/EC事業及び土木

業務委託事業費に関する入札等に伴う執行残  
でございます。

土木技術管理課は以上でございます。

よろしく願いいたします。

○森道路整備課長 道路整備課でございま  
す。

説明資料の13ページをお願いします

歳入につきましては、不納欠損額、収入未  
済額はございませぬ。

主な内容について御説明します。

表の1段目をお願いします。

土木費負担金ですが、予算額に対し、  
6,204万3,000円の減となっております。

これは、繰越し及び事業費確定に伴うもの  
でございます。

表の上から4段目をお願いします。

土木費国庫補助金ですが、予算額に対し、  
70億1,916万1,000円の減となっております。

これは繰越しに伴うものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

15ページをお願いします。

2段目の道路橋りょう総務費の不用額は  
1,114万3,000円でございます。

これは、直轄事業負担金の事業費確定によ  
る執行残などでございます。

16ページをお願いします。

1段目の道路新設改良費の不用額は810万  
6,000円でございます。

これは、地域道路改築費や道路施設保全改  
築費等の事業費確定による執行残でございま  
す。

以上が一般会計における歳入、歳出でござ  
います。

続きまして、翌年度への繰越事業につきま  
しては、別添の附属資料で御説明いたしま  
す。

道路整備課につきましては、附属資料の1  
ページから43ページまで記載しております  
が、40ページをお願いいたします。

道路整備課の明許繰越しの合計は、最下段の左から1列目のとおり297か所で、明許繰越しの額は、5列目のとおり127億726万5,000円でございます。

繰越しの理由といたしましては、地元住民や交通管理者など関係機関との協議調整や用地補償交渉の難航などに不測の日数を要したことなどにより、やむなく次年度へ繰り越したものでございます。

次に、43ページをお願いします。

道路整備課の事故繰越は、最下段の左から1列目のとおり17か所で、事故繰越の額は、5列目のとおり12億8,527万4,000円でございます。

繰越しの理由といたしましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、電柱の移転や地権者との協議等に不測の日数を要したため、やむなく次年度へ繰り越したものでございます。

事業については、現在工事は順調に進んでおりまして、年度内に全ての工事が完了する予定でございます。

以上で道路整備課の説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いたします。

○緒方道路保全課長 道路保全課でございます。

決算について御説明いたします。

説明資料の17ページをお願いいたします。

歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

主な内容について御説明いたします。

1段目の分担金及び負担金につきましては、予算額に対し、2,667万1,000円の減となっております。

これは、主に4段目の道路施設保全改築費負担金の事業費の確定に伴うものでございます。

18ページをお願いします。

1段目の使用料及び手数料につきましては、予算額に対し、856万5,000円の増となっております。

これは、主に2段目の道路占用料実績増によるものでございます。

4段目の国庫支出金につきましては、予算額に対し、42億427万1,000円の減となっております。

これは、主に最下段の社会資本整備総合交付金における工事の繰越し及び事業費の確定に伴うものでございます。

19ページをお願いします。

5段目の諸収入ですが、予算に対し、662万9,000円の増となっております。7段目の雑入の増によるものでございます。

歳入につきましては以上です。

次に、歳出について説明いたします。

20ページをお願いします。

2段目の道路橋りょう総務費の不用額の417万1,000円の主な理由は、人件費の執行残及び道路管理事業における道路賠償責任保険の入札に伴う執行残等によるものでございます。

3段目の道路維持費の不用額3,598万4,000円の主な理由は、単県道路維持修繕費における積雪対策費等の執行残によるものでございます。

21ページをお願いします。

道路新設改良費の不用額4,983万6,000円の主な理由は、道路施設保全改築費の事業費確定に伴う執行残によるものでございます。

歳出につきましては以上でございます。

続きまして、翌年度の繰越事業につきましては、附属資料で御説明いたします。

附属資料のほうをお願いします。

道路保全課につきましては、附属資料の44ページから102ページまで記載しておりますが、101ページをお願いいたします。

道路保全課の明許繰越しの合計は、最下段のとおりに、445か所、95億1,760万7,000円で

ございます。

繰越しの主な理由といたしましては、計画の策定、工法の検討等、不測の日数を要したことにより、やむを得ず繰越ししたもので、現在、その執行に鋭意取り組んでいるところでございます。

102ページをお願いします。

道路保全課の事故繰越は、最下段のとおり3か所で、事故繰越の額は、1億1,951万円でございます。

事故繰越の理由といたしましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、資材確保の遅れや関係者との協議に不測の日数を要したため、やむなく次年度へ繰り越したもので、現在、2か所については既に完了して、残り1か所についても年度内に完了する予定でございます。

最後に、県有財産の処分状況につきまして説明します。

附属資料の217ページをお願いします。

ここにある一覧表のとおりでございます、3件ございます。

以上で道路保全課の説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いたします。

○山内都市計画課長 都市計画課でございます。

まず、決算につきまして御説明いたします。

説明資料の22ページをお願いいたします。

歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

主な内容について御説明いたします。

1段目の分担金及び負担金ですが、予算額に対して6,186万6,000円の減となっております。

これは、繰越し及び事業費確定に伴うものでございます。

次に、23ページをお願いいたします。

下から2段目の国庫支出金ですが、予算額に対して22億9,052万8,000円の減となっております。

これは、主に最下段の市町村都市災害復旧指導監督事務費負担金と、次に、24ページをお願いいたします。2段目の社会資本整備総合交付金の繰越し及び事業費確定に伴うものでございます。

次に、下から3段目の繰入金ですが、予算額に対し、388万2,000円の減となっております。

これは事業費確定に伴うものでございます。

次に、25ページをお願いいたします。

2段目の諸収入でございますが、予算額に対して5,767万3,000円の減となっております。

これは、主に3段目の都市計画関係受託事業収入と下から2段目の換地処分清算金の繰越し及び事業費確定に伴うものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

27ページをお願いいたします。

2段目の都市計画総務費の不用額3億3,525万9,000円は、主に単県堆積土砂排除事業の事業費確定に伴うものでございます。

次に、28ページをお願いいたします。

1段目の土地区画整理費の不用額4,679万4,000円は、土地区画整理事業の事業費確定に伴うものでございます。

2段目の街路事業費の不用額1,248万3,000円は、主に街路整備事業費の事業費確定に伴うものでございます。

次に、29ページをお願いいたします。

2段目の都市災害復旧費の不用額3,357万2,000円は、市町村災害復旧指導監督事務費の事業費確定に伴うものでございます。

以上が一般会計における歳入、歳出でございます。

続きまして、翌年度の繰越事業につきまして

ては、附属資料で御説明いたします。

都市計画課の繰越事業につきましては、附属資料の103ページから111ページに記載しております。

108ページをお願いいたします。

都市計画課の明許繰越しの合計は、最下段のとおり、30か所で35億8,890万3,000円でございます。

繰越しの主な理由といたしましては、関係機関及び補償物件の権利者との協議調整等に不測の日数を要したことにより、やむを得ず次年度へ繰り越したもので、現在、その執行に鋭意取り組んでいるところでございます。

次に、111ページをお願いいたします。

都市計画課の事故繰越の合計は、最下段のとおり、14か所で14億187万6,000円でございます。

主な繰越しの理由といたしましては、宅地乗り入れ位置などに係る権利者との合意形成に不測の日数を要したため、やむなく次年度へ繰り越したものでございます。いずれも年度内に完了する予定でございます。

以上で都市計画課の説明を終わらせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

○弓削下水環境課長 下水環境課でございます。

決算について御説明いたします。

説明資料の30ページをお願いいたします。

歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

主な内容について御説明します。

30ページ2段目の国庫支出金ですが、予算額に対して、1億794万5,000円の減となっております。

これは、主に3段目の市町村都市災害復旧指導監督事務費負担金。

次に、31ページをお願いいたします。

1段目の農山漁村地域整備交付金、5段目

の農村生活環境施設復旧費補助の事業費確定及び繰越しに伴うものでございます。

31ページ6段目の繰入金ですが、予算額に対しまして、1,824万円の減となっております。

これは、グリーン電力価値売却収入、流域下水道事業会計からの繰入金の事業費確定に伴うものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

33ページをお願いいたします。

3段目の環境整備費の不用額8,523万5,000円は、主に浄化槽整備事業の執行残によるものでございます。

次に、35ページをお願いいたします。

2段目の都市計画総務費の不用額1,885万3,000円は、主に下水道事業総務事務費の事業費確定に伴うものでございます。

次に、36ページをお願いいたします。

3段目の都市災害復旧費の不用額は5,614万円、これにつきましては、市町村災害復旧指導監督事務費の事業費確定に伴うものでございます。

以上が一般会計における歳入、歳出でございます。

続きまして、翌年度への繰越事業につきまして、附属資料で御説明いたします。

附属資料の112ページをお願いいたします。

下水環境課の明許繰越しの合計は、最下段のとおり、5か所で、明許繰越しの額は、4,518万6,000円となっております。

繰越しの主な理由といたしましては、資材の供給不足、災害復旧事業や地元との調整に不測の日数を要したことなどにより、やむを得ず次年度に繰り越したものでございます。

なお、一般会計における繰越事業につきましては、全て令和4年度内に完了予定でございます。

以上で下水環境課の説明を終わらせていただきます。



よろしくお願いたします。

○仲田河川課長 河川課でございます。

まず、定期監査において指摘事項がございましたので、御説明させていただきます。

別添の監査結果指摘事項をお願いいたします。

指摘事項は、(1)公用車の毀損について、「毀損額が大きい自損事故が1件、それ以外の自損事故が1件発生している。職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。」でございます。

事案の概要につきまして、毀損額が大きい事故の発生日は、令和4年4月4日、毀損額は、37万6,975円でございます。

これは、県庁地下公用車駐車場に駐車するためバックしたところ、コンクリート柱に車両後部が接触し、ガラス及びドア等を破損させたものでございます。

それ以外の自損事故の発生日は、令和4年1月14日、毀損額は、5万8,991円でございます。

これは、現地視察のため河川堤防道路を走行中、右カーブを曲がったところ、ガードレールに車両右部後方ドアが接触し、ドアを破損させたものでございます。

対応状況につきましては、いずれの事故も運転者が注意を怠らなければ防げた事故であることから、運転者に対しては厳重な注意を行い、入念な安全確認について指導いたしました。

河川課全職員に対しましては、交通安全講習会を実施し、交通安全意識の高揚を図り、さらに車庫入れの際の同乗者下車による後方確認並びに現地視察の際の下車後の調査実施を徹底いたしました。また、地下駐車場の事故につきましては、柱に反射材を設置し、再発防止を図りました。

河川課全職員に対しましては、改めて毎月

開催する課の班長会議等を通じ、交通事故防止に係る注意喚起を行い、再発防止に努めてまいります。

それでは、先ほどの委員会説明資料にお戻りいただきます。

37ページをお願いいたします。

歳入歳出決算について御説明させていただきます。

まず、歳入についてですが、1段目の分担金及び負担金につきましては、海岸事業に伴う市町村の分担金ですが、不納欠損額及び収入未済額はありません。

次に、4段目の使用料及び手数料につきましては、不納欠損額はありますが、収入未済額が243万9,000円となっております。

収入未済額につきましては、後ほど附属資料で御説明いたします。

続きまして、38ページをお願いいたします。

2段目の国庫支出金につきましては、不納欠損額、収入未済額ともにございませんが、予算現額と収入済額の比較で218億7,808万円の減となっております。

これは繰越し及び事業費確定に伴うものでございます。

この繰越しにつきましても、後ほど附属資料で御説明いたします。

次に、39ページをお願いいたします。

下から4段目の諸収入ですが、不納欠損額はございませんが、収入未済額が3億332万9,000円となっております。また、予算現額と収入済額の比較で4億2,653万円の減となっております。

これは繰越し及び事業費確定に伴うものでございます。

この繰越しや収入未済額につきましても、後ほど御説明いたします。

続きまして、歳出について御説明いたします。

42ページをお願いいたします。

2段目の河川海岸総務費につきまして、6億9,064万4,000円の不用額が生じております。

これは、主に河川管理費に伴う執行残や国直轄事業の事業費確定に伴う執行残によるものです。

43ページをお願いいたします。

1段目の河川改良費につきまして、8億1,900万6,000円の不用額が生じております。

これは、主に河川改良費、単県河川等災害関連事業費の事業費確定に伴う執行残によるものです。

44ページをお願いいたします。

1段目の海岸保全費につきまして、5,242万円の不用額が生じております。

これは、主に海岸保全費の事業費確定に伴う執行残によるものです。

45ページをお願いいたします。

1段目の土木災害復旧費で16億7,652万5,000円の不用額が生じています。

これは、2段目の河川等補助災害復旧費及び46ページ2段目の河川等単県災害復旧費の額の確定に伴う執行残によるものです。

以上が歳入歳出決算に関する説明となります。

続きまして、別添の附属資料にて繰越事業の説明をさせていただきます。

明許繰越しにつきましては、附属資料113ページから145ページに掲載しております。

145ページをお願いいたします。

145ページ最下段の合計欄に記載してありますとおり、河川課の明許繰越しの合計は、1,414か所、285億3,872万7,000円となっております。

主な理由としましては、関係機関との工法選択や計画策定時の協議、用地買収の遅れ及び工事増加に伴う労務者や建設資機材等の不足など、その調達や手配等に時間を要したこと等により、やむを得ず次年度へ繰り越したものでございます。

次に、事故繰越につきまして、146ページから151ページに掲載しております。

151ページをお願いいたします。

151ページ最下段の合計欄に記載してありますとおり、河川課の事故繰越の合計は、425か所、109億7,877万2,000円となっております。

主な理由としまして、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止により関係機関との協議調整に不測の日数を要したものと令和2年7月豪雨の影響により施工業者の人員確保が困難となり、工事の施工期間に不測の日数を生じたため、次年度へ事故繰越したものでございます。

なお、いずれも今年度中に完了する予定でございます。

続きまして、収入未済額につきまして御説明させていただきます。

資料の209ページをお願いいたします。

1段目の河川敷占用料で3万6,000円、2段目の土石採取料で240万2,000円、3段目の雑入で3億332万9,000円の収入未済が生じております。

これらの理由につきまして、次ページ、210ページの上段にあります3、収入未済額の状況を御覧ください。

まず、1段目の河川敷占用料で5件の収入未済がございます。理由としましては、その他が4件で、その内容としましては、経営不振によるものでございます。また、債務の否認によるものが1件となっております。

次に、2段目の土石採取料で1件の収入未済がございます。理由としましては、その他が1件で、その内容としましては、経営不振によるものでございます。

雑入の3段目、海砂利超過採取に係る過料及び4段目の海砂利超過採取に係る不当利得につきましては、5者が過料、不当利得、それぞれの債務を負っているもので、それぞれ5件の収入未済がございます。理由としまし

ては、その他の5件となっており、その内容としましては、会社代表者の死亡によるものが2件、会社の経営不振によるものが3件となっております。

占用料等の使用料の未収金につきましては、これまで出先機関とも連携しながら徴収に努めているところでございますが、引き続き、未収金の解消に向けて指導して取り組んでまいります。

また、過料等の雑入の未収金につきましては、平成22年度と平成24年度に判明した民間業者による海砂利の違法採取に起因するもので、資料に数字の記載はございませんが、過料等の全額は、3億2,400万円余でございます。令和3年度は、このうち預金が判明した2債務者につきまして、口座の差押えを実施し、154万円余の収入をいたしました。これにより、令和3年度末までに2,150万円余が納付されている状況でございます。

いずれの債務者も、経営状況が厳しく、また、財産調査の結果でも全額の納付が可能な状況ではありませんでした。徴収が厳しい状況でございますが、今後も引き続き、債務者への訪問を行うなど、粘り強く徴収に取り組んでまいります。

以上で河川課の説明を終わらせていただきます。

よろしく願いいたします。

○倉光港湾課長 港湾課でございます。

まず、監査結果指摘事項につきまして御説明いたします。

お手元の資料のうち、監査結果指摘事項という表題のA4の縦判資料の2ページをお願いいたします。

指摘事項は、国有資産等所在市町村交付金の交付についてでございます。

その内容としましては、「特定の事業者」に県有財産の固定資産（港湾施設）を継続的に貸し付けている場合は、当該固定資産の所在す

る市町村に対し、国有資産等所在市町村交付金を交付しなければならないところ、対象市町村に交付金の支払が行われていない。国有資産等所在市町村交付金法に基づき、交付漏れのないよう適正な事務処理を行うこと。」でございます。

まず、国有資産等所在市町村交付金は、国や県などが所有します固定資産のうち、使用の実態が民間の所有のものと類似しているものにつきましては、その固定資産が所在する市町村に対し、地方税法で定める固定資産税の代わりに、国有資産等所在市町村交付金を交付することができることになっております。

今回の事案の概要でございますが、特定の事業者に対して、おおむね1年以上にわたって野積み場や上屋など港湾施設を貸し付けており、この場合、使用の実態が民間の所有のものと類似していると判断し、交付金の交付対象とすべきところではございましたが、使用実態を把握しないまま事務処理を進めたために、交付金の対象に漏れがあったというものでございます。

次に、対応状況でございますが、今後、同様の事案が発生しないよう、使用実態を確認した上で、交付金の交付対象となる県有財産の固定資産の精査を行いました。

また、遡及交付に向け、遡及交付額の精査を行っているところでございます。

続きまして、決算について御説明いたします。

港湾課は、一般会計のほか、港湾整備事業特別会計及び臨海工業用地造成事業特別会計の2つの特別会計について御説明いたします。

説明資料の47ページをお願いいたします。

一般会計について御説明いたします。

まず、歳入につきましては、1段目の分担金及び負担金に不納欠損額、収入未済額はございません。

6段目の使用料及び手数料において不納欠損額、収入未済額はありますが、予算現額と収入済額との比較の332万5,000円の増につきましては、主に土木行政財産使用料の実績増によるものでございます。

48ページをお願いいたします。

国庫支出金に不納欠損額、収入未済額はありますが、予算現額と収入済額との比較の13億1,552万8,000円の減につきましては、繰越し及び事業費確定によるものでございます。

内容につきましては、後ほど附属資料で御説明いたします。

49ページをお願いいたします。

2段目からの財産収入、繰入金に不納欠損額、収入未済額はございません。

50ページをお願いいたします。

繰越金、諸収入につきましても、不納欠損額、収入未済額はございません。

51ページをお願いいたします。

次に、歳出について御説明いたします。

2段目の港湾管理費で630万8,000円の不用額が生じております。

これは事業費確定に伴う執行残によるものでございます。

52ページをお願いいたします。

港湾建設費で5,114万4,000円の不用額が生じております。

これは事業費確定に伴う執行残によるものでございます。

53ページをお願いいたします。

空港管理費で1,498万7,000円の不用額、最下段の港湾補助災害復旧費で1億4,075万8,000円の不用額が生じております。

これは事業費確定に伴う執行残によるものでございます。

54ページをお願いいたします。

港湾単県災害復旧費で300万円の不用額が生じております。

これは事業費確定に伴う執行残によるもの

でございます。

55ページをお願いいたします。

港湾整備事業特別会計について御説明いたします。

まず、歳入につきましては、1段目の使用料及び手数料において32万7,000円の収入未済額がございます。

内容につきましては、後ほど附属資料で御説明いたします。

4段目の国庫支出金に不納欠損額、収入未済額はございません。

56ページをお願いいたします。

財産収入、繰入金、繰越金に不納欠損額、収入未済額はございません。

57ページをお願いいたします。

1段目の諸収入において298万3,000円の収入未済額がございます。

内容につきましては、後ほど附属資料で御説明いたします。

最下段の県債に不納欠損額、収入未済額はございません。

58ページをお願いいたします。

次に、歳出について御説明いたします。

2段目の施設管理費において2,373万7,000円の不用額、最下段の港湾整備費において430万円の不用額が生じております。

これは事業費確定に伴う執行残によるものでございます。

60ページをお願いいたします。

臨海工業用地造成事業特別会計について御説明いたします。

まず、歳入につきまして、不納欠損額、収入未済額はございません。

62ページをお願いいたします。

歳出について御説明いたします。

2段目の熊本港臨海用地造成事業費で22万8,000円の不用額が生じております。

これは事業費確定に伴う執行残によるものでございます。

以上で一般会計、特別会計の歳入、歳出に

関する説明を終わります。

続きまして、附属資料について御説明いたします。

まず、繰越しについて御説明いたします。

附属資料の152ページから164ページが、港湾課に係る繰越事業でございます。

160ページをお願いいたします。

最下段のとおり、一般会計の明許繰越しは、67か所、35億8,023万6,000円で、理由としましては、工法の選択等に不測の日数を要したことによる繰越しでございます。

続きまして、163ページをお願いいたします。

港湾整備事業特別会計の明許繰越しは、最下段のとおり、10か所、3億9,370万1,000円で、理由としましては、施工に当たり、関係者との調整に不測の日数を要したことなどでございます。

164ページをお願いいたします。

臨海工業用地造成事業特別会計の明許繰越しは、最下段のとおり、2か所、678万2,000円で、理由としましては、関係者との調整等に不測の日数を要したことなどでございます。

なお、いずれも本年度中に施工を完了する予定でございます。

211ページをお願いいたします。

続きまして、収入未済について御説明いたします。

港湾整備事業特別会計で、最上段のとおり、使用料及び手数料のうち、重要港湾使用料で32万7,000円の収入未済額がありますが、その理由は、債務者の業績不振でございます。

なお、2件のうち、1件につきましては、今年度納付がなされております。

また、2段目の諸収入のうち、雑入で298万3,000円の収入未済額があり、その理由は、債務者の業績不振によるものが1件、督促等を行うも非協力的であるものが1件とな

っております。

212ページをお願いいたします。

なお、未収金対策につきましては、債務者に対し、分納誓約書による分割納付指導等を継続中でございます。今後も、四半期ごとに進捗状況を確認し、未収金解消に向けた対策の検討を行ってまいります。

以上で港湾課の説明を終わります。

よろしくをお願いいたします。

○松田砂防課長 砂防課でございます。

決算について御説明いたします。

説明資料63ページをお願いします。

まず、歳入について御説明いたします。

砂防課におきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

最下段から3段目の国庫支出金につきまして、予算現額と収入済額との比較で84億9,795万7,000円の減となっております。

これは、社会資本整備総合交付金や災害関連緊急砂防事業費補助などにおける繰越し及び事業費確定によるものでございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

説明資料の66ページをお願いします。

上から3段目の砂防費につきまして、不用額が24億8,275万5,000円生じております。

主な理由は、事業費の確定により執行残が生じたものでございます。特に、災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業と災害関連緊急砂防事業におきまして、砂防課不用額の約85%に当たる約21億円の不用となっておりますが、これは、事業用地取得の難航等によって、令和3年度中に工事契約ができないものについては、県予算上、事故繰越ができないことから、令和3年度の予算を不用としたものでございます。

なお、当該不用額につきましては、改めて令和4年度予算に計上しております。

続きまして、繰越しについて御説明いたし

ます。

附属資料をお願いします。

附属資料の165ページから197ページにかけて、令和3年度の明許繰越しを記載しております。

197ページをお願いします。

最下段に記載しておりますように、令和4年度への繰越額は、合計で210か所、97億5,658万6,000円でございます。

繰越しの主な理由としましては、工事の施工に伴う工事用進入路の配置や工事用地の取得に関して地元関係者の協議に不測の日数を要したなどにより、やむを得ず次年度へ繰越ししたものでございます。

次に、附属資料の198ページから205ページにかけて、令和3年度の事故繰越しを記載しております。

205ページをお願いします。

最下段に記載しておりますように、令和4年度への事故繰越しは、合計で44か所、42億4,966万8,000円でございます。

事故繰越しの主な理由としましては、令和2年7月豪雨や新型コロナウイルス感染拡大の影響により、施工業者の人員確保や工事用資材の入手が困難となり、工事施工に不測の日数を要することにより、やむを得ず次年度へ事故繰越しを行ったものでございます。

なお、いずれも本年度中に施工完了する予定でございます。

以上で砂防課の説明を終わらせていただきます。

よろしく願いいたします。

○上野建築課長 建築課でございます。

決算について御説明いたします。

説明資料の68ページをお願いいたします。

歳入でございますが、不納欠損額及び収入未済額はございません。

主な内容について御説明いたします。

1段目以降の使用料及び手数料についてで

ございますが、3段目の土地開発行為許可申請手数料につきましては、収入済額が予算現額に対して420万3,000円の増となっております。

これは、主に土地開発行為許可申請件数が見込みより多かったためでございます。

4段目の建築確認申請手数料につきましては、収入済額が予算現額に対して581万2,000円の減となっております。

これは、主な理由といたしまして、令和2年7月豪雨災害の被災者に対して減免措置を行ったため、減となったものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

71ページをお願いいたします。

上から3段目の建築指導費における不用額934万2,000円につきましては、主に建築基準行政費の事務費の執行残及びやさしいまちづくり建築物推進費の執行残でございます。

続きまして、翌年への繰越事業につきまして、附属資料で御説明いたします。

建築課につきましては、附属資料の206ページに記載しております。

206ページの最下段のとおり、建築課の令和4年度への繰越額の合計は、2か所、2,555万8,000円でございます。

繰越しの主なものといたしましては、まず、上から1段目に記載している建築物防災対策推進事業費でございますが、これは、水俣市において緊急安全確認大規模建築物への耐震化助成を行っておりますが、工事の施工に伴い発生した状況変化による施工能率の低下により調整に時間を要したため、やむなく繰越しを行ったものでございます。

次に、3段目にあります危険ブロック塀等安全確保支援事業費でございますが、熊本市において危険なブロック塀等の撤去に係る助成を行っておりますが、新型コロナウイルス感染症の拡大により労務者の手配調整に時間を要したため、やむなく繰越しを行ったものでございます。いずれも年度内には完了する

見込みとなっております。

建築課は以上でございます。

よろしく願いいたします。

○折田営繕課長 営繕課でございます。

決算について御説明いたします。

説明資料の72ページをお願いいたします。

歳入について御説明いたします。

繰越金がございますが、いずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、73ページをお願いいたします。

歳出について御説明いたします。

土木総務費の不用額2,080万4,000円につきましては、主に県有施設の改修等に係る工事請負費や設計監理委託料の入札に伴う執行残及び事務費の執行残でございます。

続きまして、翌年度の繰越しについて、附属資料で説明いたします。

営繕課につきましては、附属資料の207ページに記載しております。

207ページをお願いいたします。

営繕課の令和4年度の繰越しの合計は、表最下段のとおり、県有施設保全改修費で7か所、合計2億1,462万8,000円となっております。いずれも施工時期に係る施設側との調整に不測の日数を要したため、やむを得ず次年度へ繰り越したものでございます。

なお、いずれも今年度完了する予定でございます。

営繕課は以上です。

よろしく願いいたします。

○今福住宅課長 住宅課でございます。

決算について御説明いたします。

説明資料の74ページをお願いいたします。

まず、歳入について御説明いたします。

1段目の使用料及び手数料ですが、調定額20億3,780万4,000円に対し、収入済額が20億2,734万2,000円、不納欠損額が9万5,000円、収入未済額が1,036万6,000円となっております。

ります。

使用料の内訳として、3段目に県営住宅の家賃に当たる県営住宅使用料、4段目に駐車場代などに当たる県営住宅用地使用料を記載しております。

不納欠損と収入未済の状況については、後ほど附属資料で御説明いたします。

75ページをお願いいたします。

1段目の国庫支出金ですが、予算現額と収入済額との比較で1億6,301万4,000円の減となっております。

これは、2段目の社会資本整備総合交付金の繰越し及び事業費確定に伴うことが主なものです。

4段目から76ページにかけて、財産収入、繰越金、諸収入、雑入についてですが、いずれも、不納欠損額、収入未済額ともございません。

77ページをお願いいたします。

歳出について御説明いたします。

上から2段目の住宅管理費の不用額1,528万8,000円の主な理由は、訴訟に係る訴訟費用の執行残、県営住宅維持補修費の事業費確定に伴う執行残でございます。

3段目の住宅建設費の不用額2,907万4,000円の主な理由は、公営住宅ストック総合改善事業費の事業費確定に伴う執行残、高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業費の事業費確定に伴う執行残でございます。

続きまして、附属資料について御説明いたします。

附属資料の208ページをお願いいたします。

繰越事業について御説明いたします。

住宅課の明許繰越しの合計は、最下段に記載のとおり、3億7,852万2,000円でございます。

繰越しの主な理由は、計画変更の検討、設計変更に不測の日数を要したことにより、やむを得ず繰越しをしたもので、年度内に全て

の事業完了を予定しております。

213ページをお願いいたします。

収入未済の状況について御説明いたします。

1の歳入決算の状況の1段目の県営住宅使用料で986万5,000円、2段目の県営住宅用地使用料で50万円の収入未済が生じております。

これらの理由は、県営住宅入居者の収入低下等による生活困窮や既に県営住宅を退去された方々の滞納が主な原因です。

214ページをお願いいたします。

令和3年度の未収金対策を記載しております。

県営住宅使用料に係る入居者対策としては、3の職員による電話催告や分納の指導、4の3か月以上の滞納者への催告及び当該催告に応じない滞納者の連帯保証人への通知に加え、7で令和3年度は新たに滞納者全員を対象とした年末一斉催告の実施など、重点的に取り組んできております。

また、退去者対策としては、2の徴収員による名義人等への訪問や電話催告を丁寧に行うとともに、4の分納誓約の実施を重点的に取り組んでおります。

なお、これらの徴収の取組を徹底するとともに、生活困窮者により滞納となっている入居者に対しては、家賃の減額措置、住居確保給付金など各種給付や支援制度を案内するなど、配慮も引き続き行いながら、歳入の確保及び公平性の観点から、未収金対策に取り組んでまいります。

215ページをお願いいたします。

最後に、不納欠損について御説明いたします。

県営住宅使用料に8万7,000円の不納欠損が生じております。

主な理由としては、名義人死亡、相続放棄等による債務者不存在によるものでございます。

216ページをお願いいたします。

県営住宅用地使用料に7,000円の不納欠損が生じております。

理由としましては、名義人死亡、相続放棄等による債務者不存在によるものでございます。

以上で住宅課の説明を終わります。

どうぞよろしくをお願いいたします。

○山口裕委員長 以上で土木部の説明が終わりましたので、質疑に移りたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料名並びにページ番号を述べてからお願いできれば幸いです。

それでは、質疑はありませんか。

○中村亮彦委員 河川課にお尋ねをしたいと思います。

附属資料の151ページ、繰越しの件なんですけれども、363億に対して109億ということで、繰越しの理由としては、新型コロナウイルスの感染拡大によって協議や調整に時間がかかったということと令和2年の7月豪雨での人員不足ということでしたけれども、そのほかにも、資材の調達というのも、ほかの項目を見てみると、ちらほらやっぱり出てくるんですけれども、非常にこのことについては、熊本地震以来、もう6年がたった今、まだやっぱり今言った3つのことに関しては、やっぱり不慮の事態だというふうに思うんですね。

昨年から比べて繰越率についてはどのような推移になつたかということと、次の未来に向かって、これからはその懸念があるとするならば、その対策はどうされるおつもりか、そこをお尋ねしたいと思います。

○仲田河川課長 ただいま委員御指摘のとおり、事故繰越、明許繰越し等については、やはりコロナ関係でございまして、その資材の



調達、特に半導体とかそういうものの資材の調達であるとか、もしくは鋼材とかそういうものはなかなか入手できないということで、やむを得ず明許繰越しまたは事故繰越となったものがございます。

こういったものにつきましても、私ども、できるだけ早く事業のほう完了できるように進めていきたいというふうには考えておるところでございます。

それから、今御質問ございました繰越し等の推移でございますけれども、昨年と比較しましても、明許繰越し、事故繰越でも若干やはり増えているところでございます。これは、やはり令和2年7月の災害、こちらのほうのやはり非常に大きな災害復旧費ございまして、それらの事故繰越がどうしてもやはり件数と額とともに増えてしまっているという状況でございます。

そういうことでございますけれども、やはり災害復旧、やはり私たち県民の方々の一日も早い安全、安心の確保というのをまず念頭に置きながら、できるだけ早く復旧等を進めてまいりたいというふうに思っておりますので、その辺のことは、またいろいろ御指導いただければと思っております。

以上でございます。

○中村亮彦委員 河川に関しては、今の3つの理由に関しては、別に河川課だけじゃなくて、全てにおいてこういう理由はあるんだというふうに思います。

特に、河川課においては、例えば河床掘削だとかそういうことに関しますと、梅雨前にやっておかなきゃいけないとか、いろんな、これは繰越しに限らず、そういうものもありますし、また、水をどこで止めて、そして工事期間を確保するかというようなこともありますので、もう大変ほかの事業とは違って非常にやりにくい部分もあるかというふうに思います。

そういうことに関しては、やっぱり工事期間を長くするだとか、あるいは現場代理人の管理の幅を広げるとか、そういうふうな対策、これまで打ってこられているというふうに思いますけれども、しっかりとそこは執行率を上げて確実に行っていただきたい。

余計なことでありましてけれども、私の地元では、白川中流域河川整備計画がこれから進むところでございますので、しっかりと執行していただきたいと思っております。

以上でございます。

○仲田河川課長 今委員御指摘のとおり、特に河川掘削でございますけれども、こちらにつきましても、やはり出水期までに、いかに河川にたまったものを取るかということが重要かと思っております。

それで、県のほうとしましては、年度当初の単県のしゅんせつ債なる事業費、それと補正予算等でそういった国土強靱化等の予算をいただきながら、活用しながらその翌年の出水期までには確実に土砂を取るような対策というのを進めていきたいと思っております。

それから、先生今お話ございました白川の菊陽、大津の区間でございますけれども、令和元年度に河川整備計画を策定いたしまして、菊陽、大津の区間につきましても、事業着手しているところでございます。

現在、事業の地元説明、それから用地取得、それから堰の改修の設計とかそういうものを着実に進めておりまして、できるだけ早く事業のほうに着手できるように取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

○坂田孝志委員 繰越しについてですが、一般的なんですけど、災害だとかコロナとかの影響によって、こういうのはやむを得ないなど

いう状況だと思うんですが、相手方との協議とか、まあ業者もそうですが、地権者とか、不測の日数を生じたとか随分いっぱいありますですね。令和2年分が令和3年に乗かってきて、令和2年は何とかしても、令和3年が今度は令和4年に乗かってくる。令和4年は令和3年の分を一生懸命しなきゃならぬから、令和4年分がまた令和5年に送るやもしれぬ。

だから、事業に取りかかるときに、もう少しそういうところをあらかじめ詰めておくというんでしょかね、でなければ、その当該年度でやるところは、2年分ばさっとやらなきゃならない。相当事務費も増えますよね。限られた職員でありますから、なかなかそれは容易ならざるものを感じるわけですが、ずっとそうやって、毎年毎年こうやっているような気がしてならないわけありますから、その事業に取りかかるとき、もう少し詰められるべきところは詰めといて、なるべく、不測の日数を生じたという枕詞みたいにあるわけですが、そこら辺は、ちょっと工夫することはできないものなのかなあと感じますが、いかがですかね、それは。

全体的に関わるかなあとと思いますけれども、どんなですかね、何か工夫の余地は。

○浦田政策審議監 今坂田委員から、繰越し関係のことについてお話がございましたけれども、繰越しの今年度の実態というか、今説明した繰越しの実態としましては、昨年度は、明許が約1,000億、事故繰りが15億弱という状況でした。その明許の分の執行を今急いでまして、その後、今年の先ほど報告した中は、その1,000億の明許繰越しが185億ぐらいの事故繰りがあって、新たに前年度の1,000億の明許に関わる分が、今回トータルで687億という形で減ってきております。

国土強靱化の事業もかなりあって、毎年、12月補正なり、2月補正で補正予算措置させ

ていただいて、その分がほとんど繰越しになるというような状況もございます。

災害も、28年の地震、それとR2年の水害、これで大きく事業量が出てきて、かなり全体的に押ししているかなというような状況でございます。

それで、用地ストックも、もう今のところかなりはけてまして、用地ストック量もなかなか今の状況では確保できていない。また、国土強靱化で積極的に取り組んでくれというようなお話もあって、なかなか用地ストックが減ってきているというふうな状況です。

ただ、今ちょっとR2年の水害の関係で、不足の状況になっていると思います。これが少し落ち着いてくれば、執行体制も、だんだんと通常体制に戻っていくものというふうに考えておりまして、我々としても、なるべく職員も、外部の委託等も活用しながら、事業が積極的にできるように対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○坂田孝志委員 分かります。特に年度末につくんですね、国からの。そういう補正予算等はもうやむを得ない状況もあるんですね。大体もう2か年予算といいますか、15か月予算とかいいますから、そんなことでやっていますけれども、ほかのことについて、特に用地のこともおっしゃいましたけれども、やっぱり用地ストック、用地を確保する、経済対策もすぐ事業に打ち込める等、いろいろございますから、大変でしょうが、そういう工夫されながら、極力それが、通常の意味合いでの繰越しが抑えられるように努力していただきたいなと思っております。

以上でございます。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

○藤川隆夫委員 広告物の件に関してちょっ

とお尋ねでございます。

違法広告物、景観条例等ができてから大分減ってきていると思いますけれども、以前に比べて大分減っているのかなと思いますけれども、まず状況を教えていただきたいと思えます。

○山内都市計画課長 委員の先生のほうからは、広告物の違反の件数ということでお聞きいたしました。

違反の件数につきましては、昨年度から重点的に指導、監督等を行いまして、今のところ昨年度に比べて大分減ってきております。数値につきましては、大分ありますが、ほとんど各市町村の中で広告物のほうが改善されたと確認しております。

○藤川隆夫委員 道路を走ってても大分減ってきたなという感覚はありましたので、進んでいるんだろうなというふうには考えておりましたけれども、今回、この27ページの都市計画総務費の中に広告物の禁止標識等の設置事業というのがありますけれども、逆に言って、この禁止標識等を設置すること自体も、逆に言うと、景観条例に引っかかってくるんじゃないのかなというふうなちょっと気もして、もともとこんな標識は要らないのかなと。きちっと決めてあれば、そういうところに立てれば注意して撤去させればいいだけの話であって、わざわざこれまで要るのかなというのがちょっとあったもんで聞かせていただいたんですけども、これはやっぱり必要ですかね。

○山内都市計画課長 禁止の標識の件でございます。

禁止の標識につきましては、ここに広告物が立てられないというところの、そこを明記するものでございまして、道路とかその施設の中で取り組んでいるところでございます。

この禁止があれば、広告物の届けの際に、ここは明確に禁止区域であると分かります。これがないと、あそこは分からなかったとか、いろんなことがございますので、結局、広告申請者の方にも周知するという観点から、我々も必要だというふうに認識しているところでございます。

以上です。

○藤川隆夫委員 今ので必要なんだろうなと思いつつ、でも、あること自体がやっぱり景観を邪魔するのかなというふうな思いがあったものでちょっと聞かせていただいたんですけども、ただ、どこからどこまでというのは、きちっと明示しておかないと、やっぱり間違える部分があるかというふうに思っておりますので、こういうもの、広告物立てるんであれば、どこからどこまでというゾーニング等含めて周知されたほうがいいかと思っておりますので、この部分は要望させていただきます。

以上です。

○堤泰之委員 土木工事の全般的な今の落札率の状況をちょっとお聞きできればと思ったんですけども、予算的にやっぱり合わなくて落ちないということは、今どれぐらいあっているものか。全体的で申し訳ないんですけども、分かりますでしょうか。

○森山監理課長 少しお待ちいただけますか——ちょっと今手元にございませんで、ちょっと調べてからお答えします。

○堤泰之委員 資材の高騰等がもう前例がないような形で進んでいると思います。民間の建築工事でも受注がなかなかできない状況が今出ていると思いますので、かなり今までにないような形、ちょっと臨機応変な形で予算を組まない、物事が進まないんじゃないか

などというちょっと心配をしておりました。今後の生産予測、非常に難しいと思いますけれども、見据えて設定というものを進めていくべきかなと思ひまして、ちょっと質問させていただきました。

以上です。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

○坂梨剛昭委員 説明資料の74ページ、住宅課でお聞きをしたいんですけども、県営住宅使用料ということで、予算と調定額とそして収入未済額とあるんですが、この生活困窮者または様々な理由によって収入として納めることができない方々が、これからどんどん増えてくるのかなと。

これまでは、コロナとかの関係で、給付金とか支援金、または様々な事業などを取り組んで生活を乗り越えた方々もおられるんですが、これからウィズコロナという中で、そういった給付金などがもう出なくなって、これからどうするべきかという方々が増えてくるんじゃないかなと思うんですが、ここ近年の、昨年と今年と、コロナの始まった一昨年前も含めて、収入未済額の推移をちょっと教えてもらえないでしょうか。

○今福住宅課長 すみません、ちょっと確認します。

昨年度については、住宅の使用料については、1,114万6,000円です。元年度については1,101万1,000円ですので、今年度、令和3年度については若干下がってきている、収入未済については下がってきているところです。

○坂梨剛昭委員 ここを見て、収入未済額があまり変わらないということではあるんですが、今後これが増えてくる可能性はあるんじゃないかなというところもちょっと心配するんですが、それについて何かお願いします。

○今福住宅課長 入居されている方々については、やはり収入の状況というのがかなり変動してくることはあるかと承知しております。ですので、入居されている方々、特に入院をされているですとか、生活に困窮されている方々については、各自の状況というのをしっかり確認をさせていただきたいと思っております。

参考まで少しお話しさせていただきますと、家賃の減額申請というのができるようになっております。コロナ前については、大体240件ほどだったところなんですが、コロナに入りまして、令和2年度が336件、それから令和3年度が310件と、50件とか100件程度増えてきているような状況です。

そういうのをしっかり活用させていただいて、各自、入居されている方々の状況というのを確認させていただいた上で、寄り添った対応をさせていただきたいと思っております。

○坂梨剛昭委員 そういったところで、入居されている方々ともちょっと意見を交わしながら、そういうふうに支えていただければなというふうに思いますので、よろしく願います。

以上です。

○山口裕委員長 さっきの堤委員の質問に対して、森山課長。

○森山監理課長 監理課でございます。

失礼しました。

落札率でございますけれども、県の発注する際的设计金額に対して契約がどれだけあったかというのが落札率でございますけれども、手元に平成31年から令和3年の数字を持ってますけれども、96%台で推移しております、特に上昇しているとかそういったもの

はございません。

ただ、設計金額自体が、資材のアップや賃金のアップといったものがございまして、熊本県の場合は、それにしっかりと対応してまいるといことが、この落札率の推移があまり変わっていないということじゃないかなというふうに考えております。

以上です。

○堤泰之委員 ありがとうございます。

現実的に落札したときに、その後の価額変動によってやらないといけない場合に、実質的に人件費や経費のほうに押してくることがやっぱり出てくると思います。今、人材不足が土木分野でも進む中で、そこはちょっと考えるというか、ある程度配慮した上で今後の予算編成を見ていただければと思い、御質問させていただきました。どうもありがとうございます。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

○南部隼平委員 ちょっと細かいところになるんですけども、附属資料の211ページの港湾課の収入未済の件でちょっとお尋ねですけども、この雑入の部分のこの298万のところ、何か業者が非協力的ということでコメントがありましたけれども、例えば、その前の河川課のほうでは、例えば経営不振とか、そういったのはまだ分かるんですけども、その非協力的というところで未済が出ています。これは、もしかすると、例えば、こちらが県のほうにも何か対応に不備があって何か信頼関係が崩れてしまったとか、そういった原因がまずあるのかということ、今後の対応についても、信頼関係の構築とか分割納付と書いてありますけれども、何かちょっと具体的な内容がなかったもので、そういったのを詳しく、どういった形で今後進めていくのかということをお尋ねします。

○倉光港湾課長 港湾課でございます。

この収入未済額の298万3,000円につきまして、備考欄の債務者が非協力的であるためということに関しての御質問だと思っております。

これにつきましては、場所としましては、熊本港においてなんです、使用されている施設の共益費について収入未済額が発生しているものでございます。

平成30年度から未済額が生じておりますけれども、令和3年度におきましては、こちらからも何度も何度も丁寧に御説明した中で、全額とはいけませんでしたが、一部については、御理解いただきながら未収金の一部をお支払いいただいているような状況でございます。なので、しっかり説明をしながら、委員からも御意見ございました信頼関係を得ることで、その解決方向には向かっていくのかなとは思っておりますので、引き続き、金額についても丁寧な説明をしながら、信頼関係を得ながら未収金の解消に取り組んでいきたいと考えております。

○南部隼平委員 ありがとうございます。

もちろん、やっぱり回収していくということが一番大事というか、ほかの皆さんも——不公平感が出てはもちろん駄目というのは大前提として、非協力的とは書いてありながら、一部集金できているということであれば、さらに、今後のことも考えて、信頼関係を築きながら、もちろんそれでまた全く払わないと、こちらがどれだけ誠意を示してもできないということであれば、もちろんそういう法的なことも含めて検討が必要になるかなというふうに思いますので、引き続きよろしくお願いします。

要望です。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

○岩田智子委員 今の未収金のことで、部長、最初の説明のときに、土木部では、未収金対策連絡会議というのをつくったということをおっしゃっていただきました。これの様子というかな、これをつくってよかったというようところが今あれば、ほかの部にもちょっと広げてほしいなというふうに思っています。

○亀崎土木部長 これについては、今、未収金、該当する各課を一堂に会しまして、各課の取組状況なりをそこで説明して、こういうやり方がありますよとか、それを共有することによって幅広く横展開を図っていくということを目的としたものでございます。

その中で、先ほどからありますように、どういう対応がいいのか、こればかりは相手様がいらっしゃることでございますので、こんなやり方がいいんじゃないの、相手様もいろいろ状況が違いますので、例えば県営住宅のように、生活にかなり追い込まれていらっしゃる方に対しても、こういうやり方でいったらいいんじゃないかと、そういう話が各課で共有できますので、それを基に、次、自分たちがどうやっていくかというのをみんなまとめてもらって、それでまた次の展開に臨んでいくといった状況でございます。

以上です。

○浦田政策審議監 岩田委員が先ほど言われた全庁的展開については、県全体でも未収金対策会議をやってまして、その中で、各部署でこういうふうに未収金が多いところは対策会議やって未収金回収に努めなさいということ、ずっと最近取り組んでいる事柄でございます、土木もそれに準じてやらせていただいているということでございます。

○岩田智子委員 ありがとうございます。

やっぱり横のつながりというかな、いろん

な情報を共有することはすごく大事だと思うので、未収金のその対策についても、これからはもっとよろしくおっしゃりたいと思います。

以上です。

○前田敬介委員 説明資料の6ページ、建設産業新3K推進プロジェクト、約500万円残っておりますが、昨年度の委員会でも森山課長が一生懸命取り組まれているのもお聞きしてたんですけども、約1割残っている中で、自分たちが思っている、おおよそ目標値が達成できたのか、それとも達成できていないのか、なかなか取組に協力してくれないところがあるのか、よければ状況を教えていただければと思います。

○森山監理課長 監理課でございます。

各建設企業が取り組んでいらっしゃると思います、例えば従業員の資格取得の支援でございますとか、研修とか、そういったものに補助しているものがございまして、やはりコロナ禍ということで少しその取組を遠慮されていると申しますか、用心されたところがあって、こういった不用が生じたというふうにご覧しております。

やる気はたくさんありますので、今後さらにまたしっかりと背中を押していきたいと思っております。

以上です。

○前田敬介委員 委員会のときも、すごく熱い気持ちで語っていらしゃったので、頑張っているの分かります。

建設産業新3Kが、多分これから先、建設産業の人数を増やすなど、給料アップなど魅力あるものにしていく中で必要なものだと思いますので、引き続きよろしくおっしゃいます。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

○坂梨剛昭委員 すみません、先ほど聞けばよかったです、附属資料で206ページ、建築課で、危険ブロックの安全確保なんです、この1か所ということではあるんですが、もうこれは1か所しか報告がなかったということなんでしょうか。

○上野建築課長 建築課でございます。

危険ブロック塀等安全確保支援事業ということで、繰越箇所として1か所ということで御報告させていただいておりますが、これは、熊本市が繰り越したということで1か所ということでございまして、実際の箇所数といたしましては、熊本市で実施しておりますのは92か所ございまして、そのうちの一部を繰り越したというものになっております。

以上でございます。

○坂梨剛昭委員 通学路を中心に、多分危険箇所は物すごく多いかと思えます。民間も合わせてとても多いんじゃないかなと思えますし、ブロック塀は、特に外から見るとなかなか分からないと、非常に頑丈であっても、実は中の構造の鉄柵は、縦ラインしか入ってないか、また、横ラインにしか入ってないかというところで、縦の揺れとか横の揺れに対して簡単に崩れたりするところもあるんじゃないかなと思えますので、このブロック協会とかもいろいろ協力的にやられているかとは思いますが、そこら辺で非常に心配な部分もあるので、ぜひその協会関係とも連携をしながら、その危険なところというのは県のほうからも積極的にちょっと見つけていただいて、協力していただきたいなと思えます。

本来、ちょっともつとどんどん増えなきゃいけないのかなというふうに思いまして、ちょっと質問しました。

○上野建築課長 建築課でございます。

少し危険ブロック塀の対策について御説明させていただきたいと思えます。

こちらの危険ブロック塀につきましては、平成30年の大阪の地震でブロック塀が倒壊したことにより、残念ながらお子様が亡くなったということに端を発しまして、補助事業として進めているものでございます。

こちらにつきましては、県内でブロック塀がどれぐらいあるかというのを推定しておりますが、その試算としては約7万6,000か所あるのではないかと。その中で、耐震性能が少ないと思われる、要するに改修が必要ではないかと思われるものとしては約4万か所ぐらいあるのではないかというふうに推測しております。

先ほど申し上げた地震によって被害があったということを受けまして、平成30年、国のほうからも非常に力を入れて取り組んでおられるということで、その取組を県としても支援していこうということで、初動期の県の上乗せ補助という形で予算化しているものが、今日御説明した金額になっております。

現在、平成30年から取り組んでおりまして、平成30年から約10年間にわたりまして、少しずつ改修していければということで試算しておりますけれども、その中の初年度の4年間ということで県で補助金を出してございまして、その中での実績の全体としましては約1,300件ぐらいになっているという形になっております。

補助金の主体としては、住民の皆様にも身近なところにおられる市町村にお願いしておりますので、県といたしましても、その市町村さんをうまく支援していけるように今後も取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○坂梨剛昭委員 ぜひこれは、行政だけではなくて、業界と、あと、協会と、ちょっと連

携して調べていかなければ、とても調べられるものではないと思いますし、もうこれまでも設置してある中でも、非常に頑丈に見えても実はもろいという場所もこれは必ずあると思うんですね、外から見えないので。やっぱりそこら辺も連携しながら、また注意喚起していただきながら、ちょっとしっかりやっていただきたいなと思います。

以上です。

○緒方勇二副委員長 附属資料の138、139にまたがっていますけれども、単県ダムの堆砂排除事業、この中で、市房ダムなんかは80%取っていただきました。氷川ダムも100%、あとの3つは、なかなか10%台。

繰越しの理由は、やっぱり搬出先の確保及び調整、これは漁協との関係もあるのかもしれませんが、短い期間で相当量を取らないかぬと、金額的には少ないのかも分かりませんが、今後、盛土法案が、熱海の事例もあって、埋め土先がなかなか確保ができない中であって、そして林地開発とかいろんなことを考えますときに相当期間かかると思うんですね。

当該町村に、その辺の紹介もそうですけれども、民間に委ねる部分は民間でしょうけれども、やはり開発行為に伴う搬出先とか、そういうところに対して、やはり今後も続くであろう——河川掘削もそうですよね。この辺をどうお考えなのか。そして、その必要性を強く感じるのですが、台風14号でも、また相当たまりました。今後もずっと継続的に取っていかないといけないような事象が現れると思います。

そういうときに土木部としてどういう——業界もそうでしょうけれども、民間がそうしたいんだというところもそうでしょうけれども、過去には有効利用の一般質問もさせていただきましたけれども、その辺も含め、何か道筋がしっかり開けているのであれば教えて

いただければと思いますけれども。

○仲田河川課長 今回の委員御指摘のとおり、やはり河川の掘削に伴う土砂の搬出、また、ダムの掘削土砂の搬出、そういった土砂の処分については、非常に深刻な問題だと思っております。

まず、私たち、工事間流用ということで、いろんな工事の現場のほうに持って行ってそこを有効活用するということがまず1つかと思っておりますけれども、やはりなかなか、その工事の時期的なものであるとか、搬出先の問題とか、そういうものがありまして、なかなか全てが、そういった発生土の流用 が賄っていないというのが実情でございます。

おっしゃるとおり、やはり民間企業への搬出先の御協力いただいたりであるとか、また、関係市町村の方々と協議を進めながら、そういった搬出先というのを一生懸命探しているところでございます。

具体的に、今後の見通しであるとか、そういったものが定まっているわけではないところもございますけれども、そういうところは、やはり今後発生するであろう土砂に対しましては、早急に私たちも検討を進めていく必要があるかと思っております。

特に、今年の台風14号、非常に多くの土砂が発生しております。特に、球磨、八代管内で発生しております。こういったものの処分につきましては、常に搬出先の適地、そういうものを探すことがまず重要かと思っておりますので、そこはしっかり取り組んでまいりたいと思っております。

先ほど委員のほうから話ございましたけれども、その有効利用ということにつきましても、工事間流用だけではなくて、今年から、資材の一部、コンクリート資材とかそういうものの有効活用というのも図る取組を始めたところでございます。



そういった処分であるとか工事間流用、それから資材の有効活用、そういうものを考えながら、一生懸命土砂の搬出というものを考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○緒方勇二副委員長 今後、業者さんが不調、不落と、なかなか搬出先の確保ができずにそういう事態に至らぬとも限りませんので、ぜひ、民間が埋め土先とかを確保したいという申請も林務のほうにもされるでしょうし、そういう事象については、やっぱりしっかり期間が縮められるような手続上の協力体制も構築された上でやられたほうが、私は、渇水期にしか取れませんので、やっぱりその辺はしっかり育んでいただきたいというふうに思います。

先ほど、砂防もそうでした。河川もそうでした。前回、農林水産部でも林業振興課もそうでしたけれども、事故繰り返すという——ただ、そこに行けないんですよね。行けないのは、やはり河川の掘削もそうでしょうけれども、砂防もそうだし、治山で道路もやられている、発災箇所近づけない、そういうところがたくさんこういう事象が起きていますので、流域治水という総合力で勝負せいかぬもんですから、何としても早期に復旧、復興を成し遂げるためには、埋め土先の確保は早急に講じていかなければならないと思いますので、ぜひともその辺をオール土木部で考えていただいて、しっかり育んでいただきたいと思います。

これは要望です。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○山口裕委員長 なければ、これで土木部の審査を終了します。

ここで説明員の入替えのため、11時50分まで休憩します。

午前11時43分休憩

午前11時46分開議

○山口裕委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

これより流域下水道事業会計の審査を行います。

それでは、亀崎部長から決算概要の総括説明をお願いします。

○亀崎土木部長

流域下水道事業は、令和元年度までは特別会計として事業を実施しておりましたが、令和2年度から地方公営企業法の一部適用となったことから、昨年度より地方公営企業会計として御審議をお願いしておるところでございます。

これは、総務省からの通知により、下水道事業を実施する自治体に対し、地方公営企業会計を適用するよう求められたことによるものでございます。

令和3年度は、総収入32億2,100万円余に対し、総費用は32億円余で、差引き2,100万円余の純利益となりました。これは、施設、設備の経過年数に伴い減価償却費が減少したことによるものでございます。初年度であった令和2年度は4,500万円余の純損失が生じたので、累積欠損金は2,400万円余となっておりますが、今後も純利益が生じる見込みであり、累積欠損金は早期に解消されるものと考えております。

以上が決算の概要でございますが、決算内容の詳細につきましては、この後、下水環境課長から御説明申し上げますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○山口裕委員長 次に、監査委員から決算審査意見の概要説明をお願いします。

○藤井監査委員 お手元の緑色の冊子、令和3年度決算審査意見書をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

中段の第2、審査の結果でございますが、決算諸表は、流域下水道事業の経営成績及び財政状態をおおむね適正に表示しているものと認められました。

以下、経営の状況について記載しておりますが、土木部の説明と重複いたしますので、割愛させていただきます。10ページをお願いいたします。

10ページ、第3、審査意見となっております。

決算審査意見について御説明いたします。

流域下水道事業の令和3年度決算は、先ほど触れられましたが、2,100万円余の純利益を確保されましたが、前年度分の処理により未処理欠損金、赤字は2,400万円余となったところでございます。

令和3年度からスタートされた熊本県流域下水道事業経営戦略では、収益的収支はおおむね均衡する計画となっておりますが、今後は、人口減による料金収入の減少や施設の老朽化に伴う更新費用の増加など、経営環境が厳しくなることも予想されますので、施設の計画的な更新や経営基盤の強化などを図っていくことが求められます。

引き続き、関係市町村とも連携協議しながら、施設の耐震化等に取り組むとともに、新たな収入の確保も視野に、企業立地等に伴う流入量拡大につながる取組を進めるなど、持続可能で安定した運営に努めていただきたいと思います。

以上が決算審査意見の概要でございます。

よろしくお願いいたします。

○山口裕委員長 次に、下水環境課長から決算資料の説明をお願いします。

○弓削下水環境課長 下水環境課でございま

す。

まず、定期監査の結果につきましては、流域下水道事業会計の指摘事項はございませんでした。

次に、監査委員からありました決算審査意見について、その取組状況を説明いたしますが、先ほど土木部長から説明した内容と重複する点につきましては省略させていただきます。

新たな収入確保の取組として、令和4年度より、再生可能エネルギー固定価格制度を活用した民設民営による売電事業を開始しております。売電を行う民間事業者は汚水処理過程で発生する消化ガスを売却しており、年間約4,700万円の収入を見込んでおります。

下水道を取り巻く経営環境が厳しさを増す中、流域下水道がその機能を十分に発揮できるよう、維持管理費のコスト削減や計画的な改築更新、ストックマネジメント計画等による事業費の平準化など、効率的かつ安定的な事業運営に引き続き取り組んでまいります。

次に、決算概要につきまして、お手元の令和4年度決算特別委員会説明資料により説明いたします。

1ページをお願いいたします。

上段の1、熊本県流域下水道事業の概要の(1)沿革について、現在、熊本県では、熊本北部流域下水道、球磨川上流流域下水道、八代北部流域下水道の3つの流域下水道の運営を行っております。

熊本北部流域下水道は、平成元年3月に供用開始し、現在、約21万人の汚水を処理しています。球磨川上流流域下水道は、平成11年4月に供用開始し、約2万7,000人の汚水を、八代北部流域下水道は、平成11年1月に供用開始し、約2万8,000人の汚水を処理しており、3流域併せて、県人口の約15%の汚水を処理しています。

経営形態についてですが、国の方針等において、公共下水道事業等を実施している人口

3万人以上の自治体に対し、令和2年4月までに地方公営企業会計を適用するよう求められておりました。

本県においても、下水道事業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中で、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図るため、令和2年4月から地方公営企業会計を適用し、事業を実施しております。

下段の(2)組織図を御覧ください。

当該事業は、地方公営企業の一部適用となるため、知事部局の下水環境課の中で実施しております。また、県が所有している管渠の整備、維持、修繕等の業務については関係出先機関が行っております。

2ページをお願いします。

各流域下水道の流入水量の状況でございますが、令和4年3月31日現在、3流域合計の年間総流入水量は3,045万立方メートル余で、前年と比較し、36万立方メートル余の増加となりました。

3ページをお願いいたします。

まず、流域下水道事業会計の大まかな流れについて御説明いたします。

流域下水道事業は、使用料収入ではなく、主に流域関連市町村からの負担金で運営を行っております。毎年度必要な費用を関係市町村から御負担いただき、維持管理費を賄っています。また、建設改良費につきましては、市町村からの負担金に加え、国からの交付金、企業債を充当し、事業を実施しております。

それでは、令和3年度決算の状況について御説明いたします。

公営企業会計では、歳入及び歳出が2本立てとなっており、経営活動によるものを収益的収支として、投資活動によるものを資本的収支として区別して整理しております。

(1)の収益的収支についてですが、ここでは1年間の経営状況を示しており、主に流域下水道事業の維持管理等に係る収入、支出を

計上しております。

令和3年度の収入の合計は32億2,100万円余となり、前年度と比較し、2億3,200万円余の減少となりました。

これは、減価償却費に対応する収入であります長期前受金戻入が、減価償却費の減少に伴い減少したことによるものでございます。

支出につきましては、合計が32億円余となり、前年度と比較し、2億9,800万円余の減少となりました。

これは、施設、設備の耐用年数経過に伴い減価償却費が減少したことによるものでございます。

令和3年度は、収入から支出を差し引いた2,100万円余の純利益となりました。

4ページをお願いいたします。

(2)欠損金の状況についてです。

令和3年度の純利益2,100万円余を令和2年度からの繰越欠損金4,500万円余に充てることとし、これにより、未処理欠損金2,400万円余を翌年度へ引き継ぎます。

次に、投資活動の状況について御説明します。

下段の(3)資本的収支についてですが、ここでは、流域下水道の施設、設備の更新等を行う建設改良事業に係る収入、支出といった投資活動の状況をお示ししております。

令和3年度の資本的収入の合計は12億円余となり、前年度と比較し2億2,300万円余の減少となりました。

これは、令和3年度、現年の建設改良費が前年度と比較し少なかったことにより、その財源となる市町村からの負担金収入が減少したことによるものです。

資本的支出についてですが、合計は20億7,100万円余となり、前年度と比較し4億1,500万円余の増加になりました。

これは、令和2年度から繰り越した建設改良事業が完了したことに伴い建設改良費が増加したことによるものです。

なお、収支に8億7,100万円余の差が生じておりますが、これは、公営企業会計の構造上、企業債の元金償還金が資本的収支に計上されることで、必然的に差が生じるようになっているものです。これにつきましては、過年度に受け入れた市町村からの負担金や当会計の内部に留保された資金により当該年度で解消しており、翌年度に引き継がれるものではございません。

以上が令和3年度決算の概要でございます。

よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○山口裕委員長 以上で下水環境課の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料名並びにページ番号を述べてからお願いします。

それでは、質疑はありませんか。

○坂田孝志委員 監査委員もお触れになりましたが、消化ガスという言葉が出てきておりましたが、今課長もおっしゃいましたが、消化ガスは、どのようなものであって、どれだけの量が出て、どれだけの収益が見込めるものなのか。

○弓削下水環境課長 まず、消化ガスというのは、下水の汚水を処理する過程の中で発生してくるのが消化ガスということで、基本的にそのガスをどのように有効利用するかということで、我々も今まで取り組んできたところ です。

令和3年度までは、この消化ガスを利用して自前で蓄電池というのがありまして、そこでそのガスを燃やして発電して、その発電した電気を、これは熊本北部流域下水道でございますけれども、そこで使う電気にできるよ うに充て、電気代を多少なりとも抑えられる

ということで消化ガスを使っていたということ でございます、令和3年度までが、そういうやり方をやっていました。

令和4年度からは、今度は、その発生した消化ガスを買取る業者のほうに買い取って いただいて、今度は、その買い取った利益が 4,700万円ぐらい見込めるんですけども、 その料金で、今度はまた電気代とかいろんな ものの必要なお金に充てるというようなやり 方を令和4年度から取り組んでいるところで ございます。

委員が言われたような量——すみません、 少しお待ちください。

○坂田孝志委員 R3は、そこで使う電気代 に充てた。ということは、この収入には入っ てこないわけですか。収入に入って支出で出 すんじゃないかと、それはどうやって相殺する のか。今、4,700万ぐらいに値したということ ですが。

○弓削下水環境課長 すみません、今私がち ょっと説明がおかしかったんです。4,700万 円の話は来年度の決算に出てくるということ で、令和4年度になってまいります。なので、 令和3年度、今年度といいますか、今回の 決算の中には出てこないものでございま す。

○坂田孝志委員 そうなりますと、次年度以 降の収入にその分が入ってくる可能性もある ということですか。

○弓削下水環境課長 今先生がおっしゃると おり、収入というか、そういう形で入ってく ると思います。

○坂田孝志委員 今おっしゃったのは熊本北 部でやっておられる。これを球磨川上流だ とか八代北部でも令和4年度から取り組んでお

られるんですか。

○弓削下水環境課長 これは熊本北部だけで行っております。といいますのが、処理場の規模といいますか、それが熊本北部が大きくて、それだけのガスを利用する価値があるといいますか、そういう施設です。

八代と球磨につきましては、やっぱり規模が小さいものですから、そういうことをやったとしても、実際、ペイできないといいますか、赤字になってしまうということで、そちらの2つの施設については、今導入については考えておりません。

○坂田孝志委員 ある程度規模が大きくないと、消化ガスもそういうことでかえってペイしないとか、コスト高になるということ、分かりました。

大きい処理場で、少しでもそういうのを活用されて収入の確保に努めることは大事なことであろうかと思っておりますので、ぜひしっかりやっていただきたいなと思っております。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

○緒方勇二副委員長 大きな視点と小さな部分でお尋ねしますけれども、そもそも下水道の広域化の問題は、これは監査委員の審査意見でも出てきませんけれども、こういう大きな視点の部分はどうなっているんでしょうか。

それから、これは、下水道料金じゃなくて、各流域の構成町村からの管理負担金ということでしたけれども、流入量は令和3年、2年から比して100%、あるいは増えているところ。これは下水道の接続率によるところが大きいのだと思いますけれども、片方で、私、球磨川の流域下水道におりますけれども、よくよく各御家庭を見れば、水道料金の1.5倍とか、そういう下水道料金だろうと

思います。よく家庭を見ると、みんなペットボトルとか、飲み水は上水道を利用していないんですよ。ということは、下水道の料金収入は減っているんだろうと思います。

この管理負担金は町村でしょうから、その辺の調査もされたほうが、意外とアクアクララとか何かああいう各家庭でそういうのが多いですよ。上水道のメーターの多分1.5倍ぐらいの料金が下水道料金だったろうと思いますけれども、それからすると、多分上水道の利用は減っているの、各町村の下水道料金の総額も減っているんだろうと。ですから、ここに来るんだろうと思いますから、その辺のことも今後の考え方として考えていただきたいのと。

それから、すみません、弓削のポンプ場で事故が起きましたね。これは、個人宅に汚水が流れ込んだというような話聞いていますけれども、私が聞くところによれば、機械設備の業者さん等から聞くと相当傷んでいると。老朽化の更新の時期も来てるんだろうけれども、幹線の汚水管、この辺の年度更新の計画はもちろんあるんでしょうけれども、やっぱり早急に――空隙ができたり、さびたりとか、鑄鉄管のところかもしれませんけれども、そういうところが、突発的にそういうことが起きる時代を迎えてしまったんだろうと思いますから、その辺の考え方があるのかどうかですよ。

以上3点ですけれども、広域化の問題、それから飲み水と下水道料金、密接になっていますから、そういうことも調べられたほうがいい。それから、その老朽管の問題、この辺もちょっと教えてください。

○弓削下水環境課長 まず、広域化の問題なんですけれども、今後、人口の減少だったり、老朽化する施設の増大だったり、そういう環境が厳しくなる中で、一つの方策といいますか、効果的なやり方として広域化、そう

いうものを国のほうもうたわれておりますし、全国的に今取り組んでいるところでございます。

本県でも、一昨年にこの広域化、共同化という計画をつくっております。その中で、これは市町村の設備も含めたところなんですけれども、そういうのをいかに広域化して効率化するかというのを、県内を6ブロックぐらいに分けまして、それぞれに一応計画を立てているところでございます。

その中で、これは、主に市町村さんのほうでやられるところが多いものですから、うちのほうとしても、いろいろ市町村と会う機会というのは当然ありますので、そういう機会の中で、進捗状況とか、あと、取組の検討されているところがあるならば、その取組に支援するような動きを今我々がやっているところでございます。

2点目の上水道のお話、料金の話というのは委員のほうからありまして、今ちょっと上水道の料金の話のほうは、我々ちょっとそういうところの視点は、ないことはなかったと思うんですけれども、具体的に調査はしておりませんので、その辺は今後の検討課題だと思いますので、その辺調べてみて、どんなものなのかというのは研究していきたいというふうに思っております。

施設の老朽化でございます。一番古い熊本北部下水道で、平成元年ということで約30年ちょっとたっておりますところでございます。

今我々のこの老朽化対策としましては、特に管路につきましては、まず、5年に1回必ず管の中をカメラで撮って状況がどうなのかというのを調査しております。基本的に、ああいう管路というのは、約50年というのが一般的な耐用年数というふうなことで言われておりまして、それでも30年たっておりますので、場所によっては、そういう老朽化が進んでいるところがあるかもしれないということで、予算は、少しずつなんですけれども、必

ず5年に1回で一周するような形で、そういうカメラ点検をしております。

その中で、もし対策が必要なものがあれば、早めに、事後対応するのではなくて、その前に対応していくというような対策を取りたいというふうに思っております。

今現在として、特にひどいというところは今現状としては見つかってははいないところだったんですけれども、弓削ポンプ場のところも30年以上たっておりますので、あそこについて、ああいうものがどこにあるかもしれないという危機感を持ちながら、日頃の調査点検をやっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○緒方勇二副委員長 老朽化の問題は、耐用年数が50年とかおっしゃった。でも、やられるところは決まっているんですよ、多分。曲管ですよ、曲がる場所。こういうところは半永久管を使うべきだろうと思いますね、資材が高いですけども。やはりその辺の視点も今後は必要だろうと思います。

それから、広域化の問題は、やっぱり水道の広域化は喫緊の課題なんですよ。台風14号でも、私の地元では相当期間断水しました。水源の確保と相まって、やはり自然流下式で、しっかり水源確保して、もうこれを契機に水道の広域化ばしようじゃないか、そんな話まで出てきています。と同時に、やっぱり下水道の県全体での広域化も議論を深めたほうがよろしいかなと思います。

それから、最後に、要望ですけども、農林水産部でも、資材高騰、燃油高騰で堆肥化、下水道汚泥の肥料を2割程度減じたところじゃないと、農家にお金が来ないんですね、今後。ですので、下水道汚泥に対する期待は大きいと思います。ですから、その辺の有効利用も、農家の本当に経営が今行き詰まっているところについて、下水道汚泥の有効

利用は、ぜひ農林水産部と連携されて、そういうことを考えていただきたいなあと思いますので、これは要望です。

○坂田孝志委員 下水道の加入率、各家庭の。どうもこれが今ちょっと頭打ちぐらいじゃないんでしょうかね。

私のところも八代北部ですが、もう大分前ですけれども、加入率が高まってくると代金は下がってくるというふうな説明を聞いたやにうろ覚えで覚えています、どうもその代金下がるところか、今話ありましたように、1.5倍か2倍近いじゃないですか。こんなに高い。加入率を高めるといことは、全体の収益につながりますし、あるいは利用者の負担軽減にもつながる。もっと加入率を上げていくことも大事なことじゃなからうかなと、こう思っております。

各町村からの負担金、収益となっていますけれども、この徴収票は市町村という名目じゃないと思ったんですが、下水道何とかで。各町村があれば取っているんですか。

○弓削下水環境課長 今委員のおっしゃられている下水道料金は、各市町村のほうで徴収しております。

○坂田孝志委員 加入率は。

○弓削下水環境課長 今、坂田委員がおっしゃられているのは、下水道事業で、いろんな管とかを整備して、それにつなげている、つなげていない、そういう接続率というのかなという、そういうことだろうと。

○坂田孝志委員 合併処理をそのまましておる人もおられますもん、高いからと言って。

○弓削下水環境課長 確かに、整備は進んだけれども、その施設につなぐ、つながな

いということで、今我々がちょっと調べたところていくと、8割ぐらいがつないで、残りの2割ぐらいがまだつないでないと、そういう方がいらっしゃるといことで、そこをつなげていただければ、もっと下水道がうまく生かされるといいますか、そういうことになってくると思われま。

そういうことで、我々もその施設につながることにしているところでございます。そういうつなぐということを進めるべきだと。

浄化槽につきましても、単独浄化槽から合併浄化槽、そういうものに変えていただくようお願いとか補助金もやっておりますし、そういうのがまた広まっていけば、もっときれいな川の水とか、そっちのほうの環境への影響も出てくるのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○坂田孝志委員 ですから、加入率という言葉がふさわしくなければ、その接続率を高めるための努力もやっぱり市町村を通じて必要じゃなからうかなと、全体の収入にもつながりますし、利用者の負担軽減にもつながるといことでありますから、やっぱりそれについて、町村と協力されて、さらに進めていただきたいなど。

八代の場合は、この宮原の町が入ってくれば、それも当然率的には、利用人口ですか、それは増えますし、古いところもありますから費用の分もあるでしょうけれども、多くの方々が北部下水を利用されるということは、全体としては利用収入増につながるのではなからうかなと思っておりますから、利用料の問題も今後検討すべき事柄じゃなからうかなと感じております。

以上でございます。

○弓削下水環境課長 委員言われたように、

接続を進める施策というのは大変重要なことだろうというふうに思っておりますので、そういう動きを進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○山口裕委員長 なければ、これで流域下水道事業会計の審査を終了いたします。

これより午後1時20分まで休憩いたします。

午後0時21分休憩

午後1時18分開議

○山口裕委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

これより、教育委員会の審査を行います。

まず、執行部から説明を求めた後に、質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のままで簡潔にお願いします。

それでは、教育長から決算概要の総括説明を行っていただき、続いて担当課長から順次資料の説明をお願いします。

初めに、白石教育長。

○白石教育長 白石でございます。

令和3年度決算の御説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会において御指摘のありました施策推進上改善または検討を要する事項等のうち、教育委員会関係の3点につきまして、その後の措置状況を御報告いたします。

まず、1点目は、決算特別委員会委員長報告第4の1、共通事項「未収金対策について、コロナ禍の影響による未収金の増加とそれに伴う回収の労力の増加が懸念されるが、公平性の観点から、引き続き、適正な債権管

理と徴収対策に努めること。」という御指摘でございます。

教育委員会では、公平性の観点から、滞納発生後の速やかな督促体制の確立、休日、夜間の電話催告や臨戸訪問等による徴収強化、滞納者に対する法的措置、返還免除や債権放棄による不納欠損等の取組を実施しております。今後も引き続き、適正な債権管理と徴収対策に努めてまいります。

次に、2点目は、決算特別委員会委員長報告第4の7「スクールソーシャルワーカーについて、一人で複数の事案を担当し、一つ一つの問題解決にかなりの労力が必要なため、一人の業務が過重な負担とならないよう、人員確保に向けた検討を行うこと。」という御指摘でございます。

家庭環境や社会の変化により、学校の対応だけでは難しい事案が増加してきており、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーの支援の需要は高まっております。

スクールソーシャルワーカーは、限られた時間内で、生徒支援のほか、関係機関との連携や報告書の作成などの業務に対応いただいています。

そこで、令和4年度のスクールソーシャルワーカーの活動時間を、前年度比で、小中学校が324時間、県立学校が300時間を増やし、一件一件の相談にスクールソーシャルワーカーが余裕を持って業務に当たることができるよう対応しています。

また、緊急時には、県任用のスクールソーシャルワーカーのほか、精神保健福祉士、社会福祉士を熊本県いじめ問題等緊急支援員として派遣できるよう、3名の人員を確保しております。

加えて、スクールソーシャルワーカーの研修機会を確保し、支援の質の向上や関係機関と連携した支援体制の強化により、負担軽減を図っているところでございます。

令和4年度は、スクールソーシャルワーカー



一の質の向上を図ることを目的に、各教育事務所で実施する地域事例研究会を2回から3回にいたしました。支援についての見立てや手だてをスーパーバイザーとともに検証することにより、関係機関と連携した支援の提供が可能となり、業務の負担軽減につながります。

また、県立学校教育相談担当者研修を実施し、スクールカウンセラー、教育相談コーディネーター等の連携を深め、チーム学校としての支援体制の強化を図ることで、スクールソーシャルワーカーの負担軽減を図っています。

次に、3点目は、決算特別委員会委員長報告第4の8「ICTの活用について、コロナ禍で会議がオンラインで開催されるようになったことや、県全体でDX、いわゆるデジタルトランスフォーメーションの推進が打ち出されていることを踏まえ、今後も、教職員の研修や事務運営において、デジタルの特性を生かした業務の効率化ができないか総合的に検討すること。」という御指摘でございます。

令和3年3月に、本県の教育情報化の取組の方向性を示した熊本県教育情報化推進基本方針を作成し、情報活用能力の育成、教科等の指導におけるICTの活用、校務の情報化、情報化推進体制の整備の4つの項目に沿って取組を進めているところでございます。

教職員の研修については、令和4年度熊本県教職員研修計画において、従来の集合型に加え、同時双方向のやり取りを行うリアルタイム型と一定期間いつでも受講できるオンデマンド型を効率的に融合したオンラインによる研修や集合とオンラインを組み合わせたハイブリッド研修など、勤務環境等に応じて効率的に受講ができる研修の充実を図っております。

また、事務運営については、業務の効率化に向けて、令和2年度にICT活用を含めた

学校現場の業務改善事例集を作成し、各学校に配付しているほか、令和3年度から、学校のICT活用促進に向けて、県の指導主事による学校への訪問研修、指導助言を行う中で、校務の情報化も含めて支援を行っています。さらに、令和4年度からは、ICTを活用して、学校、保護者間の連絡のデジタル化や定型的な文書事務の自動化などにも取り組んでいます。

引き続き、研修内容の充実など、教職員の資質向上に取り組むとともに、全県立学校に整備された1人1台端末、ネットワーク回線等のICT環境を活用し、さらなる教育情報化の推進に取り組んでまいります。

続きまして、令和3年度の熊本県一般会計及び特別会計の歳入歳出決算のうち、教育委員会関係の概要について御説明申し上げます。

お手元の決算特別委員会説明資料の1ページ、令和3年度歳入歳出決算統括表を御覧願います。

歳入につきましては、一般会計、特別会計を合わせた合計の予算現額329億6,732万円余に対しまして、収入済額350億8,162万円余、不納欠損額53万円余でございます。

不納欠損額は、育英資金等の奨学金貸付けに係る償還金となっております。

また、収入未済額は1億8,194万円余となっており、主なものは育英資金貸付金の償還金となっております。

なお、予算現額と収入済額との比較、21億1,429万円余は、主に育英資金貸付金の新規申請者が減少したことに加え、返還者が増加したことに伴う繰越金の増でございます。

続きまして、歳出につきましては、一般会計、特別会計を合わせた合計の予算現額1,372億9,068万円余に対しまして、支出済額1,300億311万円余、翌年度繰越額39億5,836万円余でございます。

翌年度への繰越しの主なものとしまして

は、2月補正予算で計上した県立学校の校内通信ネットワーク整備事業において、設計及び工事に要する期間を確保できなかったことや、県立学校の施設整備事業において、他工事との調整に時間を要したこと、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響や国の経済対策に伴い、2月補正予算で成立した予算であったこと等により、年度内執行が困難となり、やむを得ず令和4年度に繰り越したもので、現在、その執行に鋭意取り組んでいるところでございます。

また、不用額は33億2,920万円余となっております。その主な理由は、事業実施後の執行残及び入札に伴う執行残でございます。

以上が教育委員会関係の令和3年度の決算概要でございます。

なお、詳細につきましては、各課長から説明させますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○山口裕委員長 引き続き、各課長から説明をお願いします。

○竹中教育政策課長 教育政策課長の竹中でございます。

決算の説明に入ります前に、本年度の定期監査における指摘事項について申し上げます。

教育委員会は、文化課について指摘がございました。対応状況等につきましては、後ほど担当課長から説明させていただきます。

それでは、教育政策課の決算状況について御説明いたします。

説明資料の2ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、不納欠損額はございません。

2ページの国庫支出金でございますが、主なものとしては、最下段の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

これは、新型コロナウイルス感染症対策として、県立学校における生徒1人1台端末等の整備に係る交付金でございます。予算現額と収入済額に3億3,016万7,000円の差が生じておりますが、通信ネットワーク工事やシステムの整備等に係る事業費を令和4年度に繰り越したことによるものでございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。

諸収入のうち、雑入でございますが、収入未済額489万4,000円を計上しております。

これは、恩給扶助料過払い金に係るもので、恩給扶助料の受給者が死亡した後も、子に障害があり、死亡を届け出ることができなかったため、過払い金が生じたものです。

過払い金を受領していた子に返還請求をしましたが、生活困窮により返済することができず、489万4,000円が収入未済となっております。

この未収金につきましては、督促等により未収金解消に努めているところでございます。詳細につきましては、後ほど附属資料で御説明いたします。

次に、歳出について御説明いたします。

5ページをお願いいたします。

教育委員会費でございますが、教育委員の報酬、教育委員会運営費でございます。

不用額の主な内容は、教育委員人件費等の執行残でございます。これは、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、学校訪問や県外出張、卒業式等への出席を当初の見込みより縮小したことなどによるものでございます。

次に、事務局費でございますが、課及び室の運営費、熊本県教育情報化推進事業、県立学校ICT環境整備事業等に係る経費でございます。

不用額の主な内容は、熊本県教育情報化推進事業に係るICT支援員の委託等の入札に伴う執行残でございます。

次に、6ページをお願いいたします。

上段の教職員人事費でございますが、教職員住宅に係る経費及び教職員福利厚生事業等に係る経費でございます。

不用額の主な内容は、教職員住宅関係工事の入札等に伴う執行残でございます。

次に、中段の教育センター費でございますが、教育センターの管理運営費、教育センターで実施します県立学校及び小中学校教職員を対象とした教職員研修に係る経費等でございます。

不用額の主な内容は、研修事業に伴う人件費等の執行残でございます。

次に、附属資料について御説明いたします。

1ページの令和3年度繰越事業調べをお願いいたします。

令和3年度から令和4年度への明許繰越しの事業でございます。

熊本県教育情報化推進事業でございますが、1段目と2段目は、済々黌高校ほか68校の通信ネットワークに係る設計業務及び工事に要する経費です。

繰越しの理由ですが、2月補正予算に計上した事業であり、設計及び工事に要する期間を確保することが困難となったため、やむを得ず繰り越したものでございます。

なお、設計業務は本年8月に完了し、工事は来年3月には完了する予定でございます。

3段目は、全特別支援学校20校の業務支援システム整備等に係る経費です。

繰越しの理由ですが、2月補正予算に計上した事業であり、システム整備等に要する期間を確保することが困難となったため、やむを得ず繰り越したものでございます。

なお、来年3月には完了する予定でございます。

続いて、14ページの令和3年度収入未済に関する調べをお願いいたします。

令和3年度の収入未済額489万4,000円につ

きましては、恩給扶助料の受給者が死亡した後、同居していた子が重度の精神疾患が原因で死亡の届出をすることができず、平成26年1月から平成28年6月までの2年6か月分の過払いが生じたものでございます。過払い金は、全て債務者の生活費として消費されておりました。

経緯についてですが、亡くなった受給者は、県外で債務者と2人暮らしでしたが、平成25年頃に自宅で死亡、同居する債務者は、精神の疾患から来る妄想のため、母親の死亡を認識できず、平成28年7月に警察により白骨化した遺体が発見されるまで、母親の遺体と同居しながら恩給扶助料を消費して生活していたと警察から報告を受けております。

補足しますと、通常は、住民基本台帳ネットワークにより受給者の生存を確認し、過払い等ないよう管理していますが、今回は、説明したような状況にあり、死亡届自体が出されなかったため、確認が遅れたものです。

警察による発見後、債務者は、精神医療センターに措置入院し、その後は、債務者が居住する地域の市役所による手厚いサポートを受けながら、生活保護を受給して生活している状況です。

保護費以外の収入はなく、処分可能な財産もないため、返還請求に応じることができず、未収金となっております。

令和3年度の未収金対策としましては、令和3年7月28日に催告書を交付し、債権回収の進めるとともに、生活保護受給証明書を取得するなどにより、債務者の財産状況等の把握を行っております。

債務者本人は、精神障害により直接交渉ができない状況にございますので、定期的に市役所に債務者の生活状況や財産状況を確認したり、催告書を発出するなど、同市役所福祉担当部署と連携して未収金解消に努めているところでございます。

教育政策課は以上でございます。御審議の

ほどよろしくお願いいたします。

○楯本学校人事課長 学校人事課長の楯本でございます。

まず、歳入について、主なものを御説明いたします。

説明資料の7ページをお願いいたします。

使用料及び手数料でございますが、主なものとしては、県立学校授業料や県立学校入学金でございます。

次に、国庫支出金でございますが、主なものとしては、高等学校等就学支援負担金でございます。

これは、保護者等の収入状況により、授業料と同額の就学支援金を国が支給するもので、予算現額と収入済額に8,172万1,000円の差が生じておりますが、対象者が見込みよりも少なかったことに伴う事業費の確定による減でございます。

また、8ページの感染症予防費負担金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び学校保健特別対策事業費補助でございますが、これは、いずれも新型コロナウイルス感染症対策に要する経費で、予算現額と収入済額の差につきましては、事業の繰越しや事業費の確定による減でございます。

なお、歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、歳出について、主なものを御説明いたします。

11ページをお願いいたします。

教育総務費の事務局費、教職員人事費でございますが、主に教育委員会事務局職員の人件費及び就学支援金交付等事業に係る経費でございます。

不用額の主な内容は、退職者が見込みより少なかったことによる教職員退職手当等の執行残でございます。

次に、下段の小学校費の教職員費、12ページ、中学校費の教職員費及び高等学校費の高

等学校総務費でございますが、主に教職員の人件費でございます。

不用額の主な内容は、人件費等の執行残でございます。

教職員給与費につきましては、毎年度、12月1日現在の現員数で所要額を見込み、2月補正を行っておりますが、その後の休職や育児休業の変更等に伴い、執行残が発生したものでございます。

次に、13ページをお願いいたします。

高等学校費の全日制高等学校管理費、定時制高等学校管理費でございますが、これは、高等学校の光熱水費や事務経費等、学校の管理運営に係る経費でございます。

不用額の主な内容は、各学校において、光熱水費や事務経費の節減に努めたことによる執行残でございます。

次に、下段の特別支援学校費でございますが、主に特別支援学校の教職員の人件費及び学校の管理運営に係る経費でございます。

不用額の主な内容は、こちらも教職員の人件費の執行残と管理運営費の経費節減による執行残でございます。

次に、附属資料について御説明いたします。

2ページの令和3年度繰越事業調べをお願いいたします。

明許繰越しでございます。

まず、1段目の管理事務費でございますが、これは、給食費公会計化等に伴う学校徴収金システムの選定及び導入に要する費用で、2月補正予算であり、選定及び導入に長期の日数を要し、年度内の執行が困難となったため、繰り越したものでございます。

次に、2段目の学校におけるクラスター発生防止対策事業でございますが、これは、小学校等の教職員に対する抗原検査に要する費用で、2月補正予算であり、感染拡大が落ち着くまでの間、令和4年度においても継続して抗原検査を実施する必要がある、年度内の

執行が困難となったため、繰り越したものでございます。

次に、3段目から6段目までの中学校教職員旅費、県立中学校運営費、全日制高等学校教職員旅費、特別支援学校教職員旅費でございますが、これは、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により修学旅行を延期した学校の職員の引率旅費について、年度内の執行が困難となったため、繰り越したものでございます。

3ページをお願いいたします。

学校感染症対策等支援事業の県立中、高等学校、特別支援学校の各事業でございますが、これは、学校における感染症対策に伴う物品の購入等に要する費用で、国の学校保健特別対策事業費補助金の交付決定が3月となり、年度内執行が困難となったため、繰り越したものでございます。

学校人事課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○宮崎文化課長 文化課の宮崎でございます。

まず、定期監査における指摘事項について御説明いたします。

お手元の監査結果指摘事項の1ページを御覧ください。

指摘事項は「令和3年4月分のファクシミリ利用料金について、支払が遅れたため、遅延利息が発生している。支払手続において、組織的なチェック体制の強化を図り、支払漏れの防止に努めること。」でございます。

これは、4月分の請求書受理後、速やかに支出命令書を起票し、課内決裁をしていましたが、会計課へ支出命令を持ち込む段階で他の用務が入り、会計課持込み書類用の棚とは異なる場所に置いたままとなり、会計課への持込みを失念してしまったことにより生じたものでございます。

現在は、毎月支払いのあるものについて

は、事業支出点検表に加えて、紙で毎月の支払い確認一覧表を作成し、一目で支払い状況が確認できるようにしているとともに、毎月、担当者及び担当班長が確認し、押印を行うことで、チェック体制の強化を図っています。

今後、このような事態を生じさせないよう、適正な経理処理に努めてまいります。

次に、歳入について御説明いたします。

説明資料の14ページをお願いいたします。

使用料及び手数料でございますが、主なものとしては、装飾古墳館観覧料、美術館観覧料及び美術館使用料でございます。

次に、16ページにかけての国庫支出金でございますが、主なものとしては、鞠智城跡災害復旧事業に係る重要文化財等防災施設整備事業費補助、県立美術館及び装飾古墳館の新型コロナウイルス感染症対策に係る新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

14ページのとおり、予算現計と収入済みとの差、2,856万5,000円は、国の内示額の減及び事業費の確定及び翌年度繰越しによる減でございます。

次に、17ページをお願いいたします。

寄附金でございますが、文化財等復旧復興寄附金でございます。

平成28年熊本地震で被災した文化財の復旧、復興のため、県内外から734万2,000円の寄附をいただいております。

次に、中段の繰入金でございますが、主なものとしては、被災した文化財の復旧、復興のための基金からの繰入金である平成28年熊本地震被災文化財等復旧復興基金繰入金でございます。

予算現額と収入済みとの差、279万8,000円は、事業費の確定による減でございます。

次に、18ページの諸収入でございますが、主なものとしては、熊本市及び人吉市への派遣職員の給与である派遣職員の負担金でござ

います。

なお、歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、歳出について御説明いたします。

説明資料の19ページをお願いいたします。

まず、文化費でございますが、これは、主に県立装飾古墳館改修整備事業、県立美術館分館、装飾古墳館及び歴史公園鞠智城の管理運営等に係る経費でございます。

不用額の主な内容は、装飾古墳館改修整備に係る経費の入札等に伴う執行残でございます。

次に、20ページをお願いいたします。

美術館費でございますが、これは、県立美術館本館の管理運営費や改修整備事業、展覧会事業等に係る経費でございます。

不用額の主な内容は、県立美術館本館改修整備事業の入札に伴う執行残でございます。

次に、教育施設災害復旧費でございますが、これは、主に平成28年熊本地震及び令和2年7月豪雨で被災した文化財等の災害復旧事業でございます。

不用額の主な内容は、被災した文化財の補助申請が予定より減ったことや事業費が確定したことによる執行残でございます。

次に、附属資料について御説明いたします。

4ページの令和3年度繰越事業調べをお願いいたします。

明許繰越してございます。

まず、文化財保存整備事業費でございますが、これは、指定文化財等保存整備に係る経費について、工事に伴う環境保全対策により、設計変更及び工程の見直し等に日数を要し、年度内に十分な工期が確保できず、繰り越したものでございます。

次に、文化財災害復旧費でございますが、これは、文化財の災害復旧について、耐震補強等の追加調査により、設計変更及び工程の見直し等に日時を要し、年度内に十分な工事

期間が確保できず、繰り越したものでございます。

次に、鞠智城跡災害復旧費でございますが、これは、令和2年7月豪雨で被災した鞠智城跡の災害復旧について、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、鞠智城跡の災害復旧方法の検討を行う整備検討委員会の調整等に不測の日数を要し、年度内に十分な工事期間を確保できず、繰り越したものでございます。

次に、5ページをお願いいたします。

事故繰越でございます。

文化財災害復旧費でございますが、これは、新型コロナウイルス感染症拡大により、施工業者における人員確保が困難となり、工事施工に不測の日数を要し、年度内執行が困難となったため、繰り越したものでございます。

文化課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○東施設課長 施設課長の東でございます。

まず、歳入について御説明いたします。

説明資料の21ページをお願いいたします。

まず、1段目、県立学校使用料でございます。

行政財産の目的外使用許可による収入でございます。

次に、2段目から22ページにかけましての国庫支出金でございますが、主なものとしましては、21ページ下から2段目、県立学校災害復旧費負担金及び22ページの上から2段目の特別支援学校整備費補助でございます。

次に、23ページをお願いいたします。

1段目の財産収入でございますが、主なものとしましては、上から6段目、土地売払い収入でございますが、後ほど県有財産処分一覧表で御説明いたします。

次に、下から2段目の繰越金でございますが、これは、前年度予算の明許繰越し分でご

ざいます。

次に、最下段の諸収入でございますが、主なものとしましては、県立学校施設法定点検に係る市町村負担金でございます。

なお、歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

続きまして、歳出について御説明いたします。

24ページをお願いいたします。

2段目の事務局費でございますが、これは、市町村立学校の施設整備に係る指導監督のための事務局費でございます。

次に、4段目、全日制高等学校管理費でございますが、これは、県立高等学校施設の修繕や点検などの維持管理に要した経費でございます。

次に、最下段、学校建設費でございますが、これは、熊本工業高校ほか48校の県立高等学校の施設整備に要した経費でございます。

不用額が生じた理由は、入札等に伴う執行残でございます。

次に、25ページをお願いいたします。

上段、特別支援学校費でございますが、これは、盲学校ほか18校の特別支援学校の施設整備に要した経費でございます。

不用額が生じた主な理由としましては、入札等に伴う執行残でございます。

次に、下段、教育施設災害復旧費でございますが、これは、芦北高校ほか5校の災害復旧に要した経費でございます。

不用額が生じた主な理由としましては、国査定が遅れ、実績見込みが見通せなかったためでございます。

続きまして、附属資料について説明させていただきます。附属資料をお願いいたします。

6ページでございます。

令和3年度繰越事業調べ、明許繰越しでございます。

まず、1段目、校舎新・増改築事業でございますが、これは、熊本工業高校の実習棟改築工事に係る工事費の繰越しでございます。

次に、3段目以降、県立高等学校施設整備事業でございますが、8ページにかけまして、熊本北高校ほか12校の長寿命化改修設計及び営繕工事などに係る経費を繰り越しております。

次に、8ページをお願いいたします。

3段目以降、県立学校防災機能強化事業でございますが、小川工業高校ほか1校の防災機能トイレ整備に係る経費を繰り越しております。

次に、下から3段目以降、特別支援学校施設整備事業でございますが、9ページにかけまして、熊本聾学校ほか特別支援学校5校の営繕工事に係る経費を繰り越しております。

次に、9ページの下から2段目以降、特別支援教育環境整備事業でございますが、10ページにかけまして、熊本聾学校ほか特別支援学校4校に係る経費を繰り越しております。

次に、10ページ最下段をお願いいたします。

県立学校施設災害復旧事業でございますが、天草拓心高校の災害復旧工事に係る経費を繰り越しております。

これらの繰越しを行った事業につきましては、表の右側に繰越し理由を記載しておりますが、主なものとしましては、学校や関連工事等との調整に時間を要したことや、不調、不落、新型コロナウイルス感染症感染拡大や国の経済対策に伴う予算計上等により、年度内執行が困難となったものでございます。

なお、いずれの事業につきましても、今年度中の完了を見込んでおります。

最後に、25ページをお願いいたします。

令和3年度県有財産処分一覧表でございます。

これは、矢部高等学校実習地や玉名工業高等学校の学校用地の一部を地元自治体に売却

したものでございます。

施設課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○前田高校教育課長 高校教育課長の前田でございます。

一般会計、熊本県立高等学校実習資金特別会計及び熊本県育英資金等貸与特別会計について、順に御説明いたします。

一般会計の歳入についてでございますが、説明資料の26ページから29ページまでになります。29ページのほうをお願いいたします。

歳入については、諸収入のところに収入未済額がございます。

諸収入の定時制通信制修学奨励資金貸付金回収金の収入未済額ですが、これは、定時制通信制修学奨励資金について、一部の貸与者が滞納したため、116万6,000円が収入未済となっております。

この未収金につきましては、後ほど附属資料で御説明をさせていただきます。

最下段の雑入でございますが、5,811万6,000円の歳入についてですが、これは、主に昨年度の定期監査でも御指摘を受けました高等学校等修学支援事業費補助金について、国に誤った実績報告をし、そのまま国に返還をしてしまったものを、令和4年1月27日に国から全額返還されたものでございます。

なお、歳入につきましては、不納欠損額はございません。

次に、30ページをお願いいたします。

一般会計の歳出について、主なものを御説明いたします。

教育総務費のうち、事務局費でございますが、これは、高等学校魅力化きらめきプラン、新設高等学校等教育環境整備事業に係る経費でございます。

不用額は、新型コロナウイルス感染拡大により、事業を一部中止したことによる執行残でございます。

次に、教育指導費でございますが、これは、高等学校等通学支援事業7月豪雨対応分、通学支援事業、県立学校修学旅行支援事業、高校生キャリアサポート事業等に係る経費でございます。

不用額は、主にくま川鉄道のバス運行委託経費の減や、国庫補助金交付による収入増のため、同社への補助金が見込みよりも減少したことによる執行残や、新型コロナウイルス感染症感染拡大により、事業を一部中止したことによる執行残でございます。

次に、31ページをお願いいたします。

高等学校費の高等学校総務費でございますが、これは、高等学校入学者選抜学力検査に係る経費でございます。

不用額は、新型コロナウイルス感染症感染拡大により、事業を一部中止したことによる執行残でございます。

次に、教育振興費でございますが、これは、主にデジタル化対応産業教育設備整備事業、奨学のための給付金事業等に係る経費でございます。

不用額は、主にデジタル化対応産業教育設備整備事業に係る入札等に伴う執行残、奨学のための給付金事業の給付対象者の減に伴う執行残等でございます。

次に、教育災害復旧費の教育施設災害復旧費でございますが、これは、県立高校産業教育設備災害復旧に係る経費でございます。

不用額は、備品の入札に伴う執行残でございます。

次に、32ページをお願いいたします。

国庫支出金の繰出金でございますが、上段の県立高等学校実習資金特別会計繰出金は、県立高等学校実習資金特別会計への繰出金でございます。

不用額は、水産高等学校実習に伴う経費節減及び熊本丸整備の入札に伴う執行残でございます。

続いて、33ページをお願いいたします。



熊本県立高等学校実習資金特別会計でございます。

まず、歳入について御説明いたします。

使用料及び手数料、財産収入、繰入金、繰越金及び諸収入のいずれも、不納欠損額及び収入未済額はございません。

次に、35ページをお願いいたします。

歳出について御説明いたします。

高等学校費の農業高等学校費でございますが、農業高等学校における農産物、畜産、食品加工等の実験、実習及び運営に要した経費でございます。

不用額は、農業高等学校実習に伴う経費節減による執行残、実習備品の入札に伴う執行残等でございます。

次に、水産高等学校費でございますが、水産高等学校における実習船による操業、水産物の食品加工等の実験、実習及び運営に要した経費でございます。

不用額は、水産高等学校実習に伴う経費節減等による執行残でございます。

次に、36ページをお願いいたします。

熊本県育英資金等貸与特別会計でございます。

まず、歳入について御説明いたします。

財産収入、繰入金、繰越金については、不納欠損額及び収入未済額はございません。

37ページの諸収入についてでございますが、育英資金等貸付金の償還金でございます。

償還元金と延滞利息等を合わせまして、53万8,000円の不納欠損額と1億4,559万5,000円の収入未済となっております。

予算現額に対する収入済額が7億632万9,000円増となっておりますが、これは、育英資金貸付金の新規申請者が減少したことに加え、返還者が増加したためでございます。

未収金対策につきましては、後ほど附属資料で改めて御説明させていただきます。

次に、38ページをお願いいたします。

歳出について御説明いたします。

育英資金の育英資金等貸付金は、貸与者への貸付金や事務費でございます。

不用額を生じた理由は、育英資金貸付金の新規申請者が見込みより少なかったことによる貸付金の執行残でございます。

次に、附属資料について御説明をいたします。

附属資料の11ページをお願いいたします。

11ページの令和3年度繰越事業調べでございますが、まず明許繰越してございます。

高等学校産業教育設備整備費については、熊本工業高校の建物本体実習棟改築工事の延長に伴う設備の納期延長により、年度内の執行が困難となったことにより、繰越しを行ったものでございます。

次に、農業教育高度化事業費については、熊本農業高校ほかの整備において、国の補正予算経済対策に伴い、2月補正で成立した予算であり、年度内の執行が困難となったことにより、繰越しを行ったものでございます。

次に、12ページをお願いいたします。

事故繰越でございます。

デジタル化対応産業教育設備整備事業については、専門高校の整備において、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により部品の調達が困難となり、資材の納品に不測の日数を要し、年度内の執行が困難となったことによるものでございます。

次に、15ページ、令和3年度収入未済に関する調べをお願いいたします。

定時制通信制修学奨励資金の収入未済でございます。

まず、1の歳入決算の状況の備考欄に記載のとおり、貸与者の返還金の滞納による収入未済がございます。

収入未済額は、2の収入未済額の過去3か年の推移の右側、令和3年度の計の欄に記載のとおり、令和3年度末で116万6,000円となっております。

この内訳については、3の収入未済額の状況のとおりでございます。

未収金の種類のその他につきましては、本人は所在不明で、連帯保証人とは接触ができていない状態でございます。なお、中ほどの所在不明とありますのは、本人、連帯保証人ともに所在が不明というところで分けております。

未収金対策としましては、4に記載しておりますとおり、延滞者に対して、毎月通知文を発行するなどの督促を行うとともに、新たな未収金を発生させないよう、学校を通じて返還の必要性について周知を図ってきたところでございます。

次に、16ページをお願いいたします。

育英資金の収入未済でございます。

まず、1の歳入決算の状況の左側を御覧ください。

内訳のほうは、上の段から、元金、延滞利息及び年度後返納となっております。

年度後返納とは、退学等により資格がなくなった後に過払いとなった分について、翌年度以降に返納があったものでございます。

次に、2の収入未済額の過去3か年の推移の右側の計の欄を御覧ください。

令和3年度は、収入未済額が1億4,559万5,000円となっております。内訳は、3の収入未済額の状況のとおりでございます。

合計は、表の右側記載のとおり、元金、延滞利息の滞納者が641人、年度後返納が8人で、全体で649人となっております。

続いて、17ページをお願いいたします。

4として、令和3年度未収金対策の取組をまとめております。

当課では、収入未済額の増大が育英資金制度の存続にも関わる深刻な問題であることから、1の回収業務においては、(1)早期催告の徹底、(2)滞納者の状況確認及び財産調査の徹底、(3)新規返還開始者への周知徹底により未収金解消に努めております。

次に、2の法的措置の取組では、文書、電話及び臨戸による催促にも応じず、本人や連帯保証人の状況が把握できない長期滞納者に対して、法的措置を行うこととしており、令和3年度は、6件に対し、裁判所から返還を命じていただくよう申立てを行いました。

その後も返還をお願いしておりましたが、返還できない理由の説明もないままに、その後の返還に一切応じなかった2件については、やむを得ず強制執行の申立てを行ったところです。

さらに、3の不納欠損の実施とともに、4の奨学生の返還意識の醸成により、奨学金を受給する奨学生としての自覚を促すための取組を行っているところでございます。

18ページを御覧ください。

育英資金の平成16年度以降の調定額、未収金額等の推移をまとめた資料でございます。

上段の未収金額の推移表、右端の欄に収納率を記載しております。

これまで申し上げました取組の結果、令和3年度の収納率は89.5%となっており、これは全国でもトップクラスでございます。

このように、例年高い収納率を維持しており、令和3年度の未収金は1億4,559万5,000円と、前年と比べ478万円減少しております。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた返還者に対して、返還猶予や分割返還を認めるなど、それぞれの状況に応じて寄り添った対応を行ったこと、また、まん延防止等重点措置の適用期間においては、自宅訪問はできませんでしたが、電話連絡で集中的な催告を行ったことなどが減少の主な要因だと考えております。

今後とも引き続き、滞納発生後の速やかな督促を徹底するとともに、過年度滞納分については、繰り返し催告を行うなど、未収金の解消につなげていきたいと考えています。

次に、24ページの令和3年度不納欠損に関

する調べをお願いいたします。

育英資金の不納欠損でございます。

令和3年度は、右欄備考のとおり、2件の不納欠損を行っております。

不納欠損の理由は、奨学生及び連帯保証人が、県の債権について、裁判所による破産免責決定、いわゆる自己破産を受け、回収の見込みがなくなったものによるものです。

高校教育課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○宮本特別支援教育課長 特別支援教育課長の宮本でございます。

まず、歳入について御説明いたします。

説明資料の39ページをお願いいたします。

国庫支出金でございますが、主なものとしましては、インクルーシブ教育システム構築事業費補助の備考欄に記載しておりますほほえみスクールライフ支援事業及び発達障がい等支援事業に係る国庫補助金でございます。

なお、歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、歳出について御説明いたします。

説明資料の41ページを御覧ください。

まず、教育指導費でございますが、主なものとしましては、たんの吸引などの医療的ケアが必要な児童生徒に対して、医療機関から学校へ看護師を派遣するほほえみスクールライフ支援事業と、発達障がい等支援事業において、熊本市以外の小中学校特別支援学級の担任を対象に、令和3年度から実施しております特別支援学級担当者指導力向上研修に係る経費でございます。

不用額を生じた理由は、ほほえみスクールライフ支援事業において、人工呼吸器装着の対象児童生徒が予定より少なかったことによる執行残でございます。

次に、特別支援学校費でございますが、これは、平成31年に開校しました熊本はばたき高等支援学校、令和3年度に開校しましたか

もと稲田支援学校、鏡わかあゆ高等支援学校のほか、平成23年以降に設置しました2つの分教室に係る県立特別支援学校管理運営費などの事業経費でございます。

不用額を生じた理由は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、出張や校外学習を自粛したことによる運営費の執行残でございます。

次に、教育施設災害復旧費でございますが、これは、芦北支援学校佐敷分教室校舎の大型設備でありますアップライトピアノ設置に係る経費でございます。

特別支援教育課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○野崎学校安全・安心推進課長 学校安全・安心推進課長の野崎でございます。

まず、歳入について御説明いたします。

説明資料の42ページをお願いいたします。

国庫支出金につきましては、不納欠損額及び収入未済額はございません。

主なものとしましては、スクールカウンセラー等配置事業費補助に係る国庫補助金でございます。

これは、いじめや不登校など悩みを抱える生徒や平成28年熊本地震発生に伴う児童生徒の心のケアに対応するため、専門的知識、技能を有する臨床心理士等の配置のために、国から交付される補助金でございます。

次に、諸収入、雑入でございますが、不納欠損額はございません。

収入未済額としまして、308万7,000円を計上しております。

これは、スクールカウンセラー報酬等返還金に係るものであり、詳細につきましては、後ほど附属資料で御説明させていただきます。

次に、歳出について御説明いたします。

説明資料の43ページをお願いいたします。

まず、教育総務費の教育指導費でございま

すが、主なものとしたしましては、スクールカウンセラー活用事業及びスクールソーシャルワーカー活用事業に係る経費でございます。

これらは、いじめ、不登校の積極的予防と解消を図るため、学校における教育相談体制の充実や校内研修等の支援を行うものでございます。

不用額を生じた理由は、いじめ防止対策推進事業において、重大事態の発生に伴う審議会調査が実施されなかったことによる執行残と、学校支援アドバイザー、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの人件費等の執行残でございます。

次に、説明資料の44ページをお願いいたします。

保健体育費の保健体育総務費でございますが、主なものとしては、日本スポーツ振興センター事業に係る経費でございます。

これは、学校管理下で児童生徒等の事故災害が発生しましたときに、災害共済給付金を支払うものでございます。

不用額を生じた理由は、日本スポーツ振興センター事業において、医療費等の支給額が見込みより少なかったことによる執行残でございます。

次に、附属資料について御説明いたします。

19ページの令和3年度収入未済に関する調べをお願いいたします。

2の収入未済額の過去3か年の推移の表を御覧ください。

左側の欄に記載のとおり、収入未済額は、スクールカウンセラー報酬等返還金に係る分でございます。

右側の計の欄に記載のとおり、令和3年度末時点での収入未済額は、308万7,000円となっております。

3の収入未済額の状況のとおり、現在、分割による納付を行っているところでござい

す。

次に、4の令和3年度の未収金対策を御覧ください。

上段の経緯に記載のとおり、本件は、県が平成12年に任用しましたスクールカウンセラー1名が、資格要件を満たしていなかったことが後日判明したため、任用当時に遡って支払った報酬等の返還を求めているものでございます。

平成16年12月に返還が確定し、一時期は継続的に返還が行われておりましたが、当人が健康不良等により安定した仕事に就労できなくなったことから、返還が長期化しているところでございます。

下段の令和3年度の取組に記載のとおり、分納誓約書に基づき、不定期ではありますが返還されているため、随時、就労状況や健康状態を確認しながら、文書による督促を行ったところでございます。

今後も引き続き、電話等により本人の生活状況等を確認しながら、未収金の回収に努めてまいります。

学校安全・安心推進課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○平江体育保健課長 体育保健課長の平江でございます。

まず、歳入について御説明いたします。

説明資料の45ページをお願いいたします。

使用料及び手数料でございますが、主なものとしたしましては、県営体育施設の使用料でございます。

次に、46ページから47ページにかけての国庫支出金でございますが、主なものとしたしましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や文部科学省やスポーツ庁等の補助事業や委託事業に係る歳入でございます。

なお、46ページの就学奨励費補助及び全国

中学校体育大会運営事業費補助において、合計220万6,000円の収入未済がございます。

これは、平成29年度に発生したものであり、詳細につきましては、後ほど附属資料で御説明させていただきます。

次に、47ページの財産収入でございますが、体育用品等の不用物品売払い収入でございます。

下段の諸収入でございますが、主なものとしましては、熊本武道館に係る熊本市からの負担金や熊本県民総合運動公園及び藤崎台県営野球場に係るネーミングライツ命名権料でございます。

なお、歳入につきましては、不納欠損額はございません。

次に、歳出について御説明いたします。

説明資料の48ページをお願いいたします。

まず、保健体育総務費でございますが、主な事業の概要としましては、学校医、学校歯科医、薬剤師等の設置や県立学校における健康診断等に係る経費でございます。

不用額を生じた理由としましては、県立学校における健康診断において、職員の人間ドック受検等により健康診断受検者数が減ったことによる執行残等でございます。

次に、下段から49ページにかけての体育振興費でございますが、主な事業の概要としましては、九州地区国民体育大会、部活動指導員配置事業、くまもとワールドアスリート事業や総合型地域スポーツクラブ育成支援事業に係る経費でございます。

不用額を生じた理由としましては、新型コロナウイルス感染症感染拡大による一部事業中止や事業内容変更に伴う執行残等でございます。

次に、49ページから50ページにかけての体育施設費でございますが、主な事業の概要としましては、熊本県民総合運動公園や県立総合体育館等の県営体育施設の管理運営、施設整備等に係る経費でございます。

不用額を生じた理由は、藤崎台のクスノキ群折れ枝撤去業務について、災害復旧費への振替に伴う執行残等でございます。

次に、下段の災害復旧費でございますが、事業の概要としましては、藤崎台のクスノキ群折れ枝撤去の災害復旧に係る経費でございます。

次に、附属資料について御説明いたします。

20ページをお願いいたします。

令和3年度収入未済に関する調べでございます。

1の歳入決算の状況、備考欄に記載のとおり、平成29年度要保護児童生徒援助費補助金及び平成29年度全国中学校体育大会運営事業費補助金に収入未済がございます。

収入未済額は、2の収入未済額の過去3年の推移、各年度の表右側計の欄に記載のとおり、平成29年度要保護児童生徒援助費補助金に6,000円、平成29年度全国中学校体育大会運営事業費補助金に220万円となっております。

この2件の補助金とも、財源の一部となる国庫補助金の請求手続が期限までにできていなかったことにより収入未済が生じたものであり、手続の不備が判明した直後の平成30年5月に、文部科学省とスポーツ庁へ直接出向き、補助金の交付について検討していただくようお願いしたところでございます。

国からは、請求期限後の平成30年4月末以降の処理はできないとの回答がございましたが、その後も継続的に協議、検討をお願いしておりまして、昨年度に引き続き本年度も、文書により補助金の交付について依頼し、文部科学省とスポーツ庁へ再検討していただくようお願いしております。

また、再発防止策につきましては、事業支出点検表を作成し、支出関係帳票とともに月1回課内全員で確認を行い、執行状況のタイムリーな把握を組織的に行い、チェック体制

の強化を継続して行っており、経理事務に関する研修会も実施しております。

今後も再発防止に努めますとともに、引き続き、国に対しましても、協議、検討をお願いして、収入未済の解消に取り組んでまいります。

体育保健課の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○藤岡義務教育課長 義務教育課長の藤岡でございます。

まず、歳入について御説明いたします。

説明資料の51ページをお願いいたします。

国庫支出金の国庫補助金でございますが、主なものとしては、最下段の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

これは、新型コロナウイルス感染症対策として、令和3年度に来日する外国語指導助手ALT24名分の新型コロナウイルス感染症対策に係る経費及びコロナの影響による航空運賃高騰に伴うCLAIR——このCLAIRとは、ALTの派遣等を行っております一般財団法人でございますが、これへの負担金に係る国庫補助金でございます。

なお、歳入につきまして、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、歳出について御説明いたします。

説明資料の53ページをお願いいたします。

教育指導費の主なものとしましては、備考欄の下のほうに記載をしておりますが、熊本県学力・学習状況調査の実施に係る経費である学力向上対策事業、少人数指導やTT指導、放課後等に補完学習をする学習支援に係る経費である補習等のための支援員配置事業、小中学校における英語教育の充実に要する経費である英語検定チャレンジ事業、ALTを配置し生徒の英語運用能力及び異文化理解力の向上を図るALT活用促進事業、学級経営及び学力向上等に課題を抱える学校にア

ドバイザーを派遣する学級経営等支援事業でございます。

不用額を生じた理由は、事業実績の減等に伴う執行残でございます。

義務教育課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○三角社会教育課長 社会教育課長の三角でございます。

まず、歳入について御説明いたします。

説明資料の54ページをお願いいたします。

使用料及び手数料でございますが、県立青少年の家の携帯電話基地局設置等に伴う行政財産使用料でございます。

次に、国庫支出金でございますが、主なものとしましては、1段目の地域学校協働活動推進員などの配置を実施する市町村への補助事業に係る地域連携教育支援活動促進事業費補助でございます。

予算現額と収入済額との差、542万8,000円は、事業実績額の減によるものであります。

3段目の教育災害復旧費補助でございますが、これは、令和2年7月豪雨で被災したあしきた青少年の家ののり面工事に係る経費に係る補助でございます。

予算現額と収入済額との差、1,664万8,000円は、事業実績額の減によるものであります。

次に、55ページをお願いいたします。

財産収入でございますが、主なものとしましては、財産運用収入の土地貸付料で、これは熊本県青年会館敷地に係る土地貸付料でございます。

なお、歳入につきまして、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、歳出について御説明いたします。

56ページをお願いいたします。

社会教育総務費でございますが、主なものとしましては、社会教育及び生涯学習の振興に関する事業、青少年教育施設の管理運

営に係る経費でございます。

不用額は、主に地域学校協働活動推進事業の新型コロナウイルス感染症拡大による事業縮小に伴う執行残や青少年教育施設の保全工事の入札等に伴う執行残でございます。

次に、図書館費でございますが、熊本県立図書館の管理運営及びくまもと文学・歴史館の運営等に係る経費でございます。

不用額は、主に県立図書館の維持管理業務委託の入札等に伴う執行残や図書館人件費の執行残でございます。

次に、57ページをお願いいたします。

教育施設災害復旧費でございますが、これは、先ほど歳入のところで説明いたしましたあしきた青少年の家ののり面工事に係る経費でございます。

不用額は、崩壊したのり面が想定より浅く、工事費が安価となったことによる執行残でございます。

次に、附属資料について御説明いたします。

附属資料、13ページの令和3年度繰越事業調べをお願いいたします。

明許繰越してございます。

1段目は、青少年教育施設管理運営費でございますが、これは、菊池少年自然の家の電気設備改修工事に係る経費でございます。

繰越しの理由でございますが、入札不調等により工期が確保できず、年度内の執行が困難となったため、繰り越したものでございます。

工事は、8月に完了しています。

2段目は、県立図書館機能保全事業費でございますが、これは、県立図書館のトイレ改修工事に係る経費でございます。

繰越しの理由でございますが、災害復旧関連工事を優先したことや設計及び工事施工に日数を要し、年度内の執行が困難となったため、繰り越したものでございます。

工事は、8月に完了しております。

3段目は、全国都市緑化くまもとフェア特別展開催支援事業費でございますが、これは、県立図書館における全国都市緑化くまもとフェア特別展に係る経費でございます。

繰越しの理由でございますが、特別展の展示期間が年度をまたぐことから、年度内の執行が困難となったため、繰り越したものでございます。

特別展は、5月に完了しております。

社会教育課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○柳田人権同和教育課長 人権同和教育課長の柳田でございます。

まず、説明資料58ページ、歳入について御説明いたします。

国庫支出金につきましては、調定額57万円、全額収入済みであります。

諸収入は、全て地域改善対策高等学校等奨学資金貸付金に係るものでございまして、合わせて2,499万2,000円が収入未済となっております。

未収金につきましては、分割納付者に対しては納付管理を行い、そのほかについては、催告と併せ納付指導を行うなど、関係市町村と連携して回収に努めているところでございます。詳細につきましては、後ほど附属資料において御説明させていただきます。

なお、歳入につきまして、不納欠損額はございません。

次に、歳出について御説明いたします。

59ページをお願いいたします。

教育総務費の教育指導費でございますが、人権教育を推進するための経費及び各種人権教育研修事業等に係る経費でございます。

次に、高等学校費の教育振興費でございますが、高等学校等進学奨励事業に係る経費でございます。

次に、社会教育費の社会教育総務費でございますが、主なものとしましては、人権教育

関係補助事業に係る経費でございます。

不用額は、主に関係団体の補助事業実績減や新型コロナウイルス感染症拡大による事業の変更に伴う執行残でございます。

次に、附属資料について御説明いたします。

22ページ、令和3年度収入未済に関する調べをお願いいたします。

1の歳入決算の状況の備考欄に記載してありますように、この未済は、全て地域改善対策高等学校等奨学資金に係る貸付金等の未収金でございます。

まず、地域改善対策高等学校等奨学資金の制度について御説明させていただきます。

この制度は、昭和44年の同和対策事業特別措置法に基づき、同和地区の子供たちを対象に、高校や大学等への修学支援として給付から始まった奨学資金制度でありまして、法律の改正に伴い、昭和58年から段階的に貸与へと切り替わってきたものでございます。

平成17年度で貸付事業は終了となりまして、県では、約2,000人に約28億円を貸与しており、現在は返還事務のみを行っているところでございます。

2の収入未済額の過去3か年の推移のとおり、収入未済額につきましては、年々減少しております。

次に、23ページをお願いいたします。

3の収入未済額の状況であります。右側合計欄に記載のとおり、貸付金返還金の未納者と中途退学による返納金の未納者と合わせて合計で118人になります。

その内訳は表のとおりで、列の中ほどにあります非協力的に計上している方は、戸別訪問を行っても不在で会うことができず、文書での催告においても何の反応もいただけない方等を計上しております。

今後、戸別訪問や文書催告を試み、現況の把握に努め、的確な納付指導を行ってまいります。

4の令和3年度の未収金対策であります。現年度分の取組としましては、関係市町村担当者に対して返還事務説明会を実施し、滞納発生後におきましては、未納者に対し電話催告を行う等、未納状態の早期解消に努めました。

過年度分の取組としましては、未収金特別対策として、県単独または関係市町村の担当者と合同で戸別訪問を実施し、未納者世帯の生活状況等を把握した上で、状況に応じた返還指導を行いました。

取組の成果としましては、直接会って会話をすることによって返還に対する意識づけができ、途切れていた分納が再開したことなどがありました。

収入未済額につきましては、前年度末、2,724万6,000円から2,499万2,000円となり、225万4,000円縮減することができました。

人権同和教育課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○山口裕委員長 以上で教育委員会の説明が終わりましたので、質疑に移りたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料名並びにページ番号を述べてからお願いします。

ちょっと私のほうから確認ですけれども、附属資料の25ページ、財産処分の一覧表、施設課についてですが、口頭の説明では、地元自治体が契約の相手方だという説明だったと思いますが、ここの相手方、法人と書かれるとえらい幅広いなと思いつつ、まあ法人と言われれば法人、説明では、自治体と言えれば自治体、そんな感じかなと思うんですけれども、何かもうちょっと分かりやすいというか、法人は幅広過ぎないかなとちょっと直感的に思ったんですけれども、表記としてはこちらが適切ですか。

○東施設課長 委員長御指摘のとおり、こち



らでは、少々情報として不十分な情報だったかと思います。ここは、地方自治体というふうにするべきかと思っております。

以後、表記については、気をつけさせていただきます。

○山口裕委員長 それでは、質疑に移ります。質疑はありませんか。

○藤川隆夫委員 スクールソーシャルワーカーの件について、教育長からも、この重要性に関しては報告があったとおりでと思います。

まずは、このスクールソーシャルワーカーの雇用形態を教えてくださいませんか。

○野崎学校安全・安心推進課長 令和2年度から会計年度任用職員として任用しておりまして、令和3年度につきましては、義務制21名、そして県立高等学校に8名のSSWのほうを採用させていただいているところでございます。

以上でございます。

○藤川隆夫委員 この任用でという形で今採用されているというふうにおっしゃいましたけれども、やっぱり結局相手方をきちっとフォローしていくために、本当にこの任用でいいのかという問題があると思います。

やはり問題のある家庭なり子供なりをフォローしていくに当たって、任用だと、毎年毎年、場合によっては変わっていく可能性があります。スクールソーシャルワーカー自体が対象者が変わっていく、ということは、継続性がそこで失われてしまう可能性があります。

そういう意味においては、やっぱり継続性を持たせないと、きちっとした対応、フォローができないというふうに考えていますので、まずは雇用の在り方も含めて考えていか

ないと、スクールソーシャルワーカー自体の数が増えていかないと思います。

やはりきちっとした形で雇用することによって収入的に安定がするような形をつくらないと、このスクールソーシャルワーカーも、何とかな、何人も抱えているわけであって、そして年度ごとによって変わっていくようだったら、やっぱりきちっとした形の仕事が私はできないというふうに考えていますので、再度、さっき言いましたように、まずは雇用のありようも含めて考えていただければというふうに考えております。まあ、そういう形をお願いしたいと思います。ただ、人数は、あまりにもやっぱりまだ少ないような気がしますので、それも含めてやっていただければと思います。

ここは、もう要望でいいです。

○山口裕委員長 ほかに。

○坂田孝志委員 人権同和さんだったかな、最後の説明をされたのは。

この未収金です。これは、いつから発生しているんですか。

○柳田人権同和教育課長 地域改善対策高等学校等奨学資金の貸与、その制度に切り替わりましたのが昭和62年からでございます。

○坂田孝志委員 58年ということかな。62年から。

○柳田人権同和教育課長 はい、昭和62年度からです。

○坂田孝志委員 貸与制度に変わったんですよ。

○柳田人権同和教育課長 はい。

○坂田孝志委員 それで、収入未済が発生したのはいつからですか。

○柳田人権同和教育課長 収入未済額の発生時期については、今すぐ調べますので。

○坂田孝志委員 先ほど、戸別訪問によって10年ぶりとなりましたが、もう随分前からなんでしょう。

○柳田人権同和教育課長 10年ぶりに納付が行われた県内在住の方、平成24年度に返納の約束はしていただきましたけれども、その後県への返納が全くありませんで、今回、昨年度、臨戸訪問によってやっと10年ぶりに県への返納が行われたという状況でございます。

○坂田孝志委員 かなり前ですよ。こちらは、法的措置、手段というか、法的な対応はなされていないんですか。

○柳田人権同和教育課長 先ほど、この地域改善対策高等学校等奨学資金の制度について大まかに御説明しましたが、これは、もともと同和地区に住んでいる子供たちを対象に貸与が始まった制度でございますので、自分が同和地区であるかどうかということについて、非常にプライバシーの問題とも関係してまいります。

そのため、これまで弁護士と協議するなどの法的措置については検討しておりませんでした。例えば、お金を借りている方が、今結婚をされて、そして、私どもが請求に行きますと、妻とかあるいは子供に自分が同和地区出身であるということが分かってしまう、そのようなことに配慮しまして、これまで法的措置についてはなかなか私たちも踏み込んではいなかったところでございますが、例えば、本人が自分の出自について知っている、自分が同和地区出身であるということを

知っている、なおかつ、結婚されていらっしゃる、御家族がいない、そして独り暮らし、このような方に対しては、いろいろ弁護士さんとも協議しながらの催告も可能というふうに考えておりますので、今後、そのような点につきましては、弁護士さんと協議をする予定であります。

以上でございます。

○坂田孝志委員 別の課ですが、高校教育課ですが、奨学金の未納に対することには、法的措置がありますか。

○前田高校教育課長 高校教育課のほうに関しては、法的措置を必要に応じて取っております。

○坂田孝志委員 それは、未納期間がどれくらいですか。

○前田高校教育課長 未納期間に明確に何年からということはありませんが、先ほど御説明させていただいたとおり、こちらからまず裁判所のほうに申立てをしまして、催告をしておるんですが、それでも全く応じていただけないという場合に、そういうようなさらなる法的措置というのに動いております。

○坂田孝志委員 いやいや、だってここに書いてあるじゃない。長期滞納、おおむね6か月以上のケースについては、民事訴訟法に基づき法的措置を行う。6か月じゃないんですか。

○前田高校教育課長 6か月を一つの目安としておりますが、そこは、先ほど申し上げたとおり、例えば災害でありますとかコロナもありますので、そこは少し柔軟に、相手方とお話をしながら、進められるところは進めていきたいと思っております。

○坂田孝志委員 そうなりますと、教育長が冒頭に説明されましたが、公平性の観点から債権管理等徴収対策に努めると、こうありますが、片や6か月を対象とする、片や何十年たってもしない、これは公平性の観点からいかなものですかね。

教育長、あなた冒頭おっしゃったろ、引き続き適正な債権管理と徴収対策に努めてまいりますと。公平と思えぬがな。

○白石教育長 ありがとうございます。

まず、高校の修学資金については、大体原則どおりといいますか、そういう形で今進めておまして、その人権同和の部落出身者に対しては、ちょっとデリケートな問題がありますものですから、今課長が申し上げたようなところでやっていたところではございますけれども、坂田委員おっしゃいますように、全体の公平性をどう担保していくかということもありますので、そこは併せてしっかり検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○坂田孝志委員 どうですかね、高等学校育英資金で、生活困窮者もいろいろおられるでしょう。そういうような中で、法的措置にまで踏み込んでいる。片や、何十年たっても、まあ訪問に行ったり、催告を行ったり、ある程度もう少し整理すべき課題じゃないんでしょうか。そう感じますが、説明を受けて、素直に。

○白石教育長 御指摘もございましたので、再度、ちょっと現状も踏まえて、しっかり検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○柳田人権同和教育課長 人権同和教育課で

ございます。

先ほど坂田委員から御質問のありました、一番古い未収金はいつ頃ですかという御質問の回答でございますが、平成8年度の未収金が一番古い未収金でございます。

以上でございます。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

○岩田智子委員 今のことに関連して、ちょっと私の意見を述べさせていただきます。

人権同和教育課のほうの未収金については、国の法律でできて、地域改善対策ということで借りれるというものだったのですが、今は貸すことはもう終わっているということですが、これができたときに、やっぱりこれができる理由があるわけですよね。

で、その本人が、自分がその出自、自分がどうなのか分からないとか、ほかの人に言っていないというようなことで、すごくデリケートと言われましたけれども、これを借りるということは、それをやっぱり認めて、自分としてはそのことを分かって借りられているんだと私は思います。じゃないと、おかしいですね。

だから、その辺の話をしっかりと、何といいますか、借りた人たちに話をされたほうがいいと思うんです。ちょっとデリケートだからそこは言えないとかじゃなくて、きちんと話をすることが差別をなくすことだと私は思いますので、私の意見をちょっと述べさせていただきました。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

○藤川隆夫委員 体育保健課のやつで、結局、未収金、220万ですかね、収入未済額が、国庫支出金の中で。全国の中学校体育大会運営費の補助、これは平成29年の話であって、既に令和4年、逆に言って、文書で幾

ら依頼しても、本当に出てくるのかどうかというのは極めて——私は出てこないというふうに踏んでるんですけれども、国は、そんな簡単じゃないし、過年度分に関しては、そう簡単に金は出してこないと思います。

だから、この部分をそのまま残していくのか、これをどういうふう処理していくのか、今後の考え方を教えてください。

○平江体育保健課長 体育保健課でございます。

今、委員から御指摘がございました全国中学校体育大会の未収金についてでございますけれども、平成29年度の大会で、平成30年度に未収金の取扱いというようなことでございます。

ただ、これは、国が交付決定通知を平成30年4月末にいたしておりますので、一応債権が発生しているというふうに理解し、今、国のほうにお願いと協議をしてくているところでございます。

ただ、国としましては、正当な理由というふうなことで、これまでずっと認めてきておりませんが、ちょうど5年目に入りまして、来年の4月末にちょうど5年満期となりますので、それまでは国のほうにお願いをしまして、その後、この5年間で債権が消滅するというふうに考えられますので、その5年間の交付まで一切交付の行使がされなかった場合につきましては、不納欠損の手続を検討したいというふうには併せて考えているところでございます。

以上でございます。

○藤川隆夫委員 委員長、分かりました。もう結構です、今ので。

○堤泰之委員 高校教育課さんにちょっと質問ですが、この育英資金というものは、基本的に誰が対象で、どのような目的かというの

をもう一度教えていただけますか。

○前田高校教育課長 育英資金は、まず1つは、高校生、それから高等専門学校生、そして大学生の部分を国のほうから移管されておりました、大学生への支援も行っているという状況でございます。

○堤泰之委員 これは、借入者というのは、その学生さんと思っていいですか。

○前田高校教育課長 はい。借入れは本人になります。そして、連帯保証人を必ずつけていただいて貸付けを行うという形になっております。

○堤泰之委員 私も、ちょっと経験上、実際にこれが返せなくて、実質的に、俗に言うブラックというか、新規の借入れがちょっとできなくなって、きちんとした職業あるいは資格を持っていらっしゃるにかかわらずちょっと窮していらっしゃる方にお会いしたことがあるんですけれども、恐らく根本的には金融知識の不足が招いている部分が多くあると思うんですが、民間の金融機関等で、まあ本来は借入金の借換えというものはあまりは勧めませんけれども、受け入れていらっしゃる金融機関が最近は多くございます。

そういったところで、長期に繰り延べるなりすることによって解決が図れる部分があるんじゃないかと思います。そういった機関、直接は難しいと思いますが、ファイナンシャルプランナーなり、生活の指導をされる方につながれるということの対応はされておられますでしょうか。

○前田高校教育課長 すみません、ちょっとその部分に関しては、念のため確認をさせていただきますてよろしいでしょうか。

○山口裕委員長 調べて、なるべく早く答えられるならば答えてください。

ほかにありませんか。

○岩田智子委員 体育保健課にお尋ねします。

スポーツの保険、保険というか、あれが少なかったですよ、今年、令和3年度は。やっぱりコロナの影響ですかね。やっぱり活動が盛んじゃなかったから、けがとかそういうのが少なかったということなのかなということちょっと。

○平江体育保健課長 岩田委員、すみません、スポーツの保険でございますか。何ページでございますか。

○岩田智子委員 44……

○山口裕委員長 学校安全・安心推進課じゃなからか。

○平江体育保健課長 44ページでございますか。

○岩田智子委員 そうです。保健体育費ですね。

○平江体育保健課長 所管が学校安全・安心推進課のほうでございますので、そちらのほうからの回答でよろしいでしょうか。

○岩田智子委員 ごめんなさい。間違えました。

○野崎学校安全・安心推進課長 この見込みが少なかったものにつきましては、当初、本課が予算計上したときに抱えておりましたまず生徒の数、子供の数、これが少なかったということで、実際、事故等が起きて支払

いをする場合に、そこの支払い額、死亡見舞金ですとか障害見舞金を立てておりますけれども、その事故の数が少なかったので、実際支払い分も少なかったといった結果になっております。

以上でございます。

○岩田智子委員 コロナでやっぱり野外活動とか、そういうのが少なかったということですかね。

○野崎学校安全・安心推進課長 多少含まれているかと思います。

以上でございます。

○岩田智子委員 ありがとうございます。

○前田高校教育課長 高校教育課でございます。

先ほどの堤委員の御質問にお答えいたします。

育英資金は、無利子になっております。ですので、民間の場合は有利子の融資になりますので、民間につなぐということはしておりません。ただし、くま活サポートなどのいわゆる支援の窓口等の紹介はしております。

以上でございます。

○堤泰之委員 滞納されたときの延納であるとか、そういったものもされているんですか、一応処理として。返済の一定期間の猶予とか。

○前田高校教育課長 滞納の方に関しては、御相談をして、なかなか難しいということであれば、本来の毎月の額をさらに分割してお返しいただくようなことも相談しながら、とにかくしっかりお返しただけのようにお話をして、続けてまいっております。

以上でございます。

○堤泰之委員 その分割した場合の未納金というか、そういったものを含めてこの数字に入っているんですか。

○前田高校教育課長 そのとおりでございます。

○堤泰之委員 分かりました。ありがとうございます。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

ちょっと1点、先ほどから集中しておりますが、44ページ。

これは令和3年だったですかね、いつできたですか。学校安全・安心推進課ができて、それで様々な事業と学校の重大な事象とかに対応するためにつくられた部署だと理解はしておりますが、44ページ、学校安全総合支援事業って、なかなか事業費を見ると小さいなと。まあ、支援しなくてもよかったのか、それはもう定かにはよう分かりませんが、これはもうこの課の役割、しっかりと確立できているのか、ちょっとお尋ねします。

○野崎学校安全・安心推進課長 この事業につきましては、国からの全額委託を受けてやっている事業でございます。県下の災害等について、防災主任等を今配置しておりますが、この防災主任等の研修等を含めまして、防災意識を高めていくという事業になっております。

現在、人吉・球磨地域の県立高校5校をこの指定校にしまして、各学校で防災に向けた教育、この取組について研究をさせていただいております。

さらに、各学校において、研究事業ですとか、また、防災の工夫をした避難訓練等を行うことによりまして、これを県下のほうに進めていくという取組を今この事業の中でやっ

ているところでございます。

以上でございます。

○坂田孝志委員 委員長、ちょっと付け加えて、さっきの件で。

人権同和のことですが、平成8年とおっしゃったかな。ということは、もう26年ぐらいになるんですかね。そして、この23ページの表を見ますと、非協力的が5,400件ですかね。育英資金は、まあまあ多くおられますけれども、非協力的はゼロですよ。何とか返そうという、そういう姿勢が見られますよね。片や、5,000何百件も非協力的って、先ほどの説明で反応なしとか何かおっしゃったですね。これから見ると、ああいう法的措置がないからやっぱりこうなってしまうんじゃないかということを推察します。

ここは、やっぱり教育長、十分やっぱり検討すべきですよ。公平性の観点からと大上段におっしゃるなら、なおさらのことじゃないんですか。

○白石教育長 23ページの件数のところだと思うんですけども、ここは15件の540万9,000円だと思うんですが……。

○坂田孝志委員 ごめんごめん、15件か。

○白石教育長 いずれにしましても……

○坂田孝志委員 金額と間違った。

○白石教育長 そういうことで、今おっしゃいました公平性の観点、こういった非協力的な方とか、こういった方々にどういった形で返納していただくかというのは、法的な措置も含めて、ちょっとどういう形ができるか、しっかり検討させてください。

○山口裕委員長 先ほどちょっとお尋ねして

いた途中なんです、学校安全・安心推進課では、様々な事象、学校の事情にサポートするとか支援するとか、そういったことで取り組まれているんでしょうが、実際、皆さん、その時々に応じてこの課を設置されたと思いますけれども、今後、この課が担うべきことはなんだというのは、明快になったと、明確になってきたというのは、そういった評価とか、その役割をどう分掌を分けていくのか。その当時は、なかなかぼわっとして分かりませんでした、まあ数年たって、どういう形なのか、ちょっとお尋ねします。

○野崎学校安全・安心推進課長 この本課の名前のおり、学校の安全、安心をしっかりとということで、今委員長から御指摘がございました。まず、学校そのもの、動きそのものの中での安全、安心、要は災害等に強く、子供たちが安全、安心でしっかりと学べる環境をつくるということが、まず一番最初に出てくるかというふうに思っております。

さらには、今本課にございます生徒指導班、いじめ防止対策班もございますが、学校の校内においての生徒指導関係、特に、先ほどからございますように、やはり社会の変化、家庭の変化により様々な問題等が発生いたしておりますので、それを今後子供の成長に向けてしっかりとサポートができるような体制をつくっていくと。

さらには、今、社会的な問題になっておりますいじめに対しては、しっかりといじめ法の下に適切な対応ができるように指導していくというふうなことで、学校全体、子供が安心して生活できる学校づくりというところで機能していくように今なっております、今後もそこをてこ入れしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○山口裕委員長 今後のその動きに期待をす

るところではありますけれども、これまで学校で起きた重大な事象に対して、すごい歳月をかけて裁判とか第三者の機関とか、そういった形でしか解決できてない現実もある中で、それに初動として機動的に対応できる部署でもあるんじゃないかなと勝手に思っているんですけども、そういったことも踏まえて対応していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○野崎学校安全・安心推進課長 今委員長から御指摘がありました、調査委員会が長引いた形につきましては、実際、この事案が起きているのが、平成27年頃の事案が今調査委員会でまとめられたという形になっておまして、やはりこの間で、いじめ防止対策法について、学校もしっかり学ぶべきところがあったんじゃないかなというふうに反省をいたしているところでございます。

当時は、やはりいじめ防止対策法の中のガイドラインの中には、やはりお互いのけんかは除くというふうな文言等がありましたので、そこをちょっと学校のほうとしては重視をしてしまった。やはり、もともとにある、子供が傷ついている、子供が心身的な不安を感じている、負担を感じているという原点に戻る必要があったのではないかなというふうに思っております。

今、現時点では、1つの県立学校で2本調査委員会を開始しております、もう一つが、年度内に報告書が出る予定ではございますが、この内容も踏まえたところで次に改善を進めたいと思っておりますし、現時点では、やはりいじめ法等の認知も進んでまいりましたので、初期の対応、そして我々への相談、そしてそれへの対応というところにつきましては、現時点では機動的にできているのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○山口裕委員長 教育長におかれては、およそ刑事事件等に派生すれば、疑わしきは罰せずなんていう言葉もあるとおり、そういった考えでいくんでしょうけれども、教育の現場においては、疑いがあるんだったら注意する、そんな観点が必要かなというふうに思います。

そういったところを教育委員会と学校でしっかりとつくり上げていただいて、推進課の役割がより増すことを期待しております。

以上です。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○山口裕委員長 なければ、これで教育委員会の審査を終了します。

次回、第6回の委員会は、10月28日金曜日午前10時から開会し、午前中に、企業局、病院局の審査を行い、午後から、警察本部、出納局、各種委員会等の審査を行うこととしておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会します。

午後3時5分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

決算特別委員会委員長